

第2篇

建築士業務の実践編

－免許登録後に建築士として留意すべき事項について－

1. 建築士資格とは？ 建築士資格者にできること・・
－建築士法と建築士資格、建築士事務所、個人の資格者と所属する建築士など－
2. 建築士資格者が従うべき規範とは？
－職能人、専門技術者である建築士が従うべきルールとしての倫理規範など－
3. 建築士資格者の負う責任とは？
－法的責任と倫理的責任など－
4. 建築士業務の契約とは？
どのように建築士の業務報酬を定める・・
－業務委託契約と業務報酬基準の告示など－
5. 建築士業務のリスクとは？
どのようにリスクを管理する・・
－行政処分、事故、保険、紛争など－
6. 建築士資質等の維持向上とは？
どのように自己研鑽を継続する・・
－定期講習の受講、CPD活動、リスクリミングなど－
7. おわりに（結びにかえて）
－建築士としての「はじまり」と本ガイドブックの今後の利活用の奨め－

「引用・参照文献紹介」

第2篇 建築士業務の実践編

—免許登録後に建築士として留意すべき事項について—

1. 建築士資格とは？ 建築士資格者にできること・・

— 建築士法と建築士資格、建築士事務所、個人の資格者と所属する建築士など —

ここでは、建築士とはどのような国家資格なのか、また建築士にとって「建築士法」の適切な理解が資格者としての基本となる理由、建築士資格者と資格制度について、建築士の業務と建築士事務所、個人の資格者と所属する建築士などについて概説します。

ポイント1 建築士資格とは？ 建築士資格者にできること・・

- (1) 建築士法は、資格（者）法と業（務）法の性格を併せ持つ法令で、建築士資格者として業務を行っていくうえで最も基本となる根拠法令です。
- (2) 「建築士」という資格名称は「名称独占」であり、建築士資格者以外はこれを名乗ることはできません。仮にさまざまなかたちで建築設計等の業務に関与している者であっても建築士を名乗ることができるのは、建築士資格者だけです。
- (3) 建築士法では、建築士の行う業務について「設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定、建築物の建築に関する法令又は条例の規定に基づく手続きの代理その他の業務」を定めていますが、このうち設計と工事監理は独占業務、それ以外の業務は非独占業務とされています。
- (4) 建築士資格者であっても、建築士として業務を行うためには、必ず建築士事務所に所属しなければなりません。個人の資格者というだけでは建築士としての業務を行うことはできません。
- (5) 建築士資格者でなくとも建築士事務所を開設することはできますが、開設者の資格の有無を問わず、建築士事務所には必ず管理建築士を置く規定があります。

1-1 建築士法の適切な理解が基本

一般に資格について定めている法令を「資格（者）法」、また資格者等の行う業務について定めている法令を「業（務）法」と呼称していますが、建築士法（昭和25年5月24日法令第202号）は実はこの2つの性格をあわせ持った法律です。

つまり、資格者法の部分で建築士資格に係る諸規定を、業務法の部分で建築士資格者が行う業務に係る諸規定について定め、あわせて関連する職責、試験、団体、審査会、罰則などについて規定しています。従って、建築士資格の全体像、当該業務やその責務（責任や義務）など、資格者として業務を適切に履行していく基礎となる内容について十分に理解するための重要な鍵（キー）は基本的にこの「建築士法の適切な理解」、すなわち法の趣旨をよく理解し業務に係るさまざまな概念についての正しい認識、正確な知識等を持つことにあるといえます。

1-2 建築士という資格名称について

日本では例えば「建築デザイナー」、「建築コンサルタント」「建築プロデューサー」等々さまざまな名称・肩書で建築物の設計に関与している人々がいますが、「建築士」という名称を名乗ることができ、建築士法に定めるように「その者の責任」で建築物の設計等ができるのは、制度的には唯一「建築士資格者」のみです。すなわち、建築士資格者は独占的に資格名称を名乗ることのできる「名称独占」を有していることになります。建築士はこの点に留意し、またこうした資格の重みを十分自覚する必要があります。

1-3 建築士の行う業務 一設計と工事監理は独占業務一

人がするさまざまな仕事のうち、他者に依頼されて他者のために、通常は報酬を得て行う仕事を業（ぎょう）といい、これを継続的に行うことを本ガイドブックでは、特に業務といっています。

建築士が資格者として行う業務の内容についても、建築士法に規定があります。建築士法第18条では「設計及び工事監理」を、さらに同法第21条では、「その他の業務」として以下の通り規定しています。

『建築士は設計（括弧内略）及び工事監理を行うほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築物の建築に関する法令、又は条例の規定に基づく手続きの代理その他の業務（括弧内略）を行うことができる。』

これらの条文に示されているように、建築士が行う業務の中心は「設計及び工事監理」であり、建築士は主に建築物の設計（※1）と工事監理（※2）を業務として行う国家資格者ということになります。

さらにこの二つの業務は、一定の建築物（※3）（の新築あるいは新築と見做される工事）については建築士でなければ行うことができません（建築士法第3条～第3条の3）。こうした資格者以外に行うことができない業務を「独占業務」ということがあります。従って、建築士法第21条にある設計と工事監理を除く業務は建築士が行う業務とされていますが、法では必ずしも資格要件は規定されていないことからいわゆる「非独占業務」の範疇ということになります。

このように建築士資格は、前述の名称独占と合わせて建築設計と工事監理に係る業務独占をも付与された国家資格となっていることから、建築士はこうした社会的な地位を引き受ける専門資格者としての対価的責任を常に自覚し、真摯に自らの職責を果たし、誠実に業務を行うことを心掛けなければなりません。

1-4 建築士業務を行う者は建築士事務所に所属する建築士

建築士は個人に与えられる国家資格ですが、一方で建築士法には「無登録業務の禁止」（※4）という規定（同法第23条の10）があります。つまり建築士資格を取得し、免許登録をしても、個人の資格者というだけでは建築士としての業務を行うことはできません。業務を行うためには、必ず建築士事務所の登録（自ら開設者となるかまたは所属すること）が必要です。建築士法によれば、日本ではこのように建築士事務所に所属していない建築士は、たとえ資格者であっても建築士としての業務を行うことができない（無登録での業務は禁止されている）仕組みになっ

ているのです。

現在、建築士の業務、役割は多様化しており、業務の委託者（仕事を依頼する人）側も含めて建築士事務所に所属しない建築士資格者も多数いますが、日本では「建築士の業務」は、基本的に「建築士事務所に所属する建築士が行うことができる業務」という制度上の立て付けになっている点には、十分注意してください。

1-5 建築士事務所の開設等について

上記の通り日本では制度上、建築士事務所（に所属する建築士）でなければ建築士として設計や工事監理の業務を行うことはできませんが、実際には建築士事務所の開設者（※5）（開設者は個人又は法人の代表者です。）に資格要件はありません。建築士でない者（無資格者）であっても、管理建築士（※6）（それぞれの建築士資格者で一定の要件を満たし、管理建築士講習を受講している者）を置く（例えば、一級建築士事務所であれば一級建築士である管理建築士を雇用して専任させる）ことで、一級、二級、木造建築士事務所のいずれでも開設する（建築士を使用して業務を行う）ことができます。なお、開設者が建築士資格を有していない場合でも業務上の不都合等があれば、開設者として建築士法上の監督処分を受けることがある点には注意が必要です。

建築士事務所の開設（登録）には、一定の要件を満たした上で事業所を置く都道府県への申請が必要で、当該都道府県知事が登録許可権者になります。もちろん、開設者、管理建築士、所属する建築士が同一者となる、つまり建築士資格者が開設者である場合は、同様の条件を満たして開設者自らが管理建築士になることも可能です。こうした建築士事務所に勤務する社員（法人の場合）、社員である建築士が前述の「所属する建築士」（当然有資格者である開設者を含みます）ということになり、その者の責任で設計図書の作成や工事監理の設計図書との照合・確認を業務として行うことができます。

なお、「所属する建築士」は建築士事務所の年次届に氏名等を記載しなければなりません。また所属する建築士には、後述のように3年に一度、建築士会などの登録講習機関で実施している「建築士定期講習（法定講習）」の受講義務があり、設計等の業務に従事する「所属する建築士」が、受講義務に違反すると当該資格者個人が行政処分の対象となる点にも十分な注意が必要です。

《用語解説 — No1：建築士の行う業務の理解に欠かせない6つのキーワード》

■※1 設 計

「設計」は、建築士法では『その者の責任において設計図書を作成すること』と規定されています。（建築士法第2条第6項）また同条文によれば「設計図書」とは、『建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書』とされています。（構造、設備の各種計算書も設計図書に含まれます。）さらに建築士法第3条～第3条の3では、一定の建築物の新築工事における設計、工事監理については、国家資格者としての建築士（一級建築士、二級建築士、木造建築士）でなければ行うことができないと規定しています。同時に建築基準法第5条の6では、建築主は建築士を設計者、工事監理者として置く義務が規定され、同第4項では工事監理者を置かなければ一定の建築物の工事をすることはできないという建築主の義務を規定しています。なお、平成20年～21年施行の改正建築士法では、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士が創設され、第2条第7項で構造設計、設備設計の定義が、また第20条の2（構造設計に関する特例）及び第20条の3（設備設計に関する特例）が新設され、これらの建築士の表示行為、適合判定業務などについて新たに規定しています。

■※2 工事監理

「工事監理」は、建築士法では『その者の責任において工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することを言う。』（建築士法第2条第8項）と定義されており、工事の各段階の施工結果を設計図書と照合し、その通りに出来ているかどうかを確認するといふいわゆる工事監理者として届けられた者（必ず建築士）が行う法定（法の義務となつてゐる）業務です。従つて日本の建築生産では「設計」、「工事監理」、「施工」という3つのプロセスが不可欠で、これらの3本柱による制度によって初めて一定の建築物を新築するという建築生産の主要な行為が法的に可能となります。

工事監理は、1950年の建築士法制定時に、幅広い業務内容を持ついわゆる「監理業務」の中から、設計図書との照合・確認（＝各種検査業務）のみを取り出して法の義務としたものです。詳しい説明は後述しますが、監理業務は法の規定ではなく法的な概念、用語ではありません。本来は業務の委託者が、委託契約の目的が適正に達成される、すなわち頼んだ通りに仕事が完了するように受託者（頼まれた者）に対して検査や指導監督等を自ら行ういわゆる「履行の確保」を目的とする業務のことです。建築工事のように高度な専門性を要する履行の確保は、通常建築士事務所などの専門家にこの業務を外注することが一般です。従つて監理業務委託契約によって施工段階で建築士が行う工事監理（内容は建築士法第2条第8項の定義が全て）以外の業務は、法に規定はありませんが契約によって行う「工事監理を除く監理業務」ということになります。

■※3 一定の建築物

建築士法では、建築基準法で定める新築の建築物の規模（面積や階数）や用途などによって一級、二級、木造の各建築士が独占的に行う業務の範囲（例えば、一級建築士でなければ行うことが出来ない等として）を定めていますが、概ね延べ面積が100m²を超える木造の新築の建築物、同じく30m²をこえる非木造の建築物については、建築士でなくては設計や工事監理ができないとされています。また、増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合においては、修繕又は模様替に係る部分を新築するとみなす規定がありますので、こうしたみなし規定に該当する同様の部分も同じく建築士でなければ、設計、工事監理を行うことはできません。

■※4 無登録業務の禁止規定

建築士は建築士法第23条の10の規定により、同法第23条の規定による建築士事務所登録を受けないで、「他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行ってはならない。」とされ、同法第23条の10第2項では、同様の登録を受けないで、「建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業として行ってはならない。」とされています。建築士事務所の登録（許可）権者は都道府県知事です。

■※5 建築士事務所の開設者

建築士法第23条には、「建築士若しくは建築士を使用する者は、他人の求めに応じ報酬を得て設計等を業として行う場合には、それぞれ1級、2級、木造の建築士事務所を定めて、登録許可権者である都道府県知事の登録を受ける」と規定されています。この登録申請者がいわゆる**建築士事務所の開設者**で、開設者は個人又は法人の場合があります。建築士法では、第23条から第27条に建築士事務所に係る規定（業務法的な部分）があります。

■※6 管理建築士

建築士事務所の開設者には、「その建築士事務所の業務に係る技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的な観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べるものとする。」（建築士法第24条第3項）と規定された**「管理建築士」**を置く（専任させる）義務があり、管理建築士は、1級、2級、木造建築士事務所においてそれぞれ専任の1級、2級、木造建築士でなければなりません。管理建築士になるためには、建築士資格取得後に一定の実務要件を経て講習受講の義務があります。当然ながら管理建築士は（有資格者である）上記開設者と同一者の場合もあります。

2. 建築士資格者が従うべき規範とは？

— 職能人、専門技術者である建築士が従うべきルールとしての倫理規範など —

ここでは、倫理や法など建築士が従うべき社会の規範について、職能や職業倫理（技術者倫理）とのかかわりで見ていきます。さらに職業倫理の基本となるコンプライアンスやアカウンタビリティの考え方などについて概説します。

ポイント2 建築士資格者が従うべき規範とは？

- (1) 人々が集団で暮らす社会生活において守るべき集団生活のルールを意味する「社会の規範」には、社会的な強制力の有無の観点から大きく「法規範」と「法以外の（倫理や道徳などの）規範」があると考えられます。
- (2) 「職業・職務を遂行する職業上の能力」や「職業・職務が社会で果たす機能（特定の役割）」などを指して「職能」と言いますが、職能の規範の中心には職業倫理があります。職能にはいつの時代であってもかわらない普遍的な側面と時代の推移に伴って変化していく側面があるとされています。
- (3) 職業労働における「職能」を通じて共同体における公共の福祉に資する等々の目的に向けた「専門分野で、専門知識やノウハウと一体となった倫理的思考」を「職業倫理」といい、このうち技術者の職業倫理を特に「技術者倫理」といいます。
- (4) 建築士はコンプライアンス、アカウンタビリティ、リスクコミュニケーションなど、職業倫理にかかわるいくつかの基本的な考え方についても十分理解しておく必要があります。
- (5) 職能意識の強化、職業倫理の徹底、予防倫理学習の継続的心がけ等に向けた自らによる「規範に従う態度」の積極的な履践については、建築士資格者に対して社会からの確実な実行への要請がますます高まっていることを建築士は、十分認識する必要があります。

2-1 社会の規範としての法と倫理

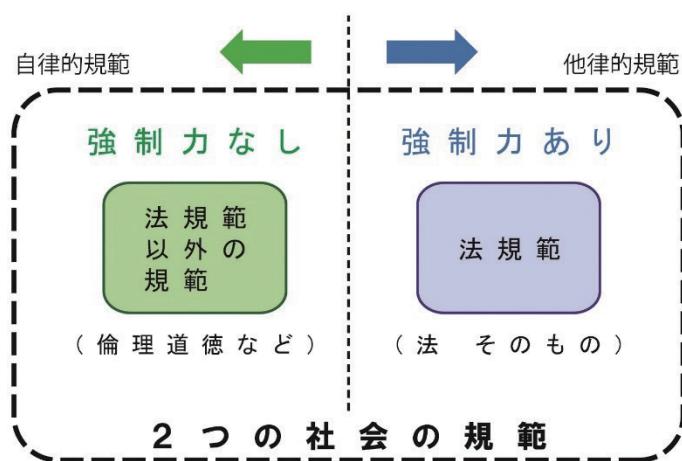
人々が集団生活を営む私たちの社会では、集団生活を束ねるさまざまな規範（ルール）が存在し、人々がこうしたルールを遵守しなければ、集団生活のみならず社会自体が成り立たないことになってしまいます。

私たちが社会生活を維持していくために守るべきこうしたルールを「社会の規範」と呼ぶことがあります。この規範については、社会的な意味での強制力の有無の見地から、大きく「法規範（法律のこと）」と倫理などの「法（規範）以外の規範」の二つに分類する考え方があります。このうち「法規範」は法そのものであり、制度化された他律性を持つ規範、他方の「法以外の規範」とは、いわゆる倫理や道徳など自律性を基盤とする規範とされています。このうち法は社会の中で強制力（法的拘束力）を持っており、他方で倫理や道徳には強制力まではないということ

になりますが、これは換言すれば、強制力の有無の違いはあっても社会の規範という意味では本来、法と倫理は同根である、と言うことに他なりません。

「法規範」以外の規範である倫理や道徳には、たしかに強制力まではありませんが、ひとび社会の中で悪質な犯罪等が発生すると、多くの人々は行為者に対して厳正な法の裁きを要求するのと同時に、一方では、倫理観やモラルの欠如に対しても敏感に反応し、その行為は、**正しくない**（つまり人として守るべきルール、人倫に反している）と感じることが一般です。実はここに強制力を持たない倫理観の持つ社会的な意味（重み）があるとされています。建築士も職能人、専門技術者として法規範のみならず特に市民社会の倫理観に基づく倫理規範について、こうした規範を遵守することが強く求められています。

《図2-1 2つの社会の規範とは》



2-2 社会的有用性の見地からみた法と倫理

例えば、凶悪犯罪のような反社会的な行為等によって生命、財産、名誉などを毀損した場合、仮にこれを毀損した者が法的責任による償いを終えたとしても、毀損された生命や財産などは戻ることはありません。名誉や信用の回復にも長い時間がかかることがあります。従って、**社会的な有用性**（役に立つか否かといった）の見地に立てば、法をより厳格に運用する前に「社会にとっては、強制力まではないが倫理や道徳などの規範（ルール）遵守の意識（倫理観）の涵養によって、こうした反社会的な行為そのものを抑制することが重要である（より有用性が高い）」とする考え方があります。

一方でこうした考え方については、①法規範の整備や運用には多額のコストがかかるので、比較的コストのかからない法以外の規範の社会的有用性の強調は、結局はコストパフォーマンス（費用対効果）のような規範の本質から外れた議論になる可能性がある。②政治や教育による倫理の主導（一定の価値観の選択）や美德の涵養の強制自体は、個人の主体性による判断を奪うなど結果的に不適切となる可能性がある、などの異論もあります。

このように、倫理や道徳（近年では「公共哲学」という言い方もされています）をめぐる議論は尽きませんが、基本的に倫理や道徳などの社会の規範は、広く学ぶことはできても一方的に教えることは不適切ではないか、という考え方には一定の説得力があるといえます。

2-3 建築士と倫理のコンフリクト

現代社会では、私たちの周囲に職業倫理、技術者倫理、職能、正義論、公共哲学等々、倫理規範に係るさまざまな言説、情報が氾濫しています。

倫理の「倫」は本来仲間という意味で、理は道、道理のことですから、すなわち倫理とは「集団の中で果たすべき人の道理」の意となります。このように倫理は一般的には社会や集団の中で通用する規律・ルール、人倫のみち（人が実践すべき道義、人の踏み行うべき正しい道）そのものの、あるいは人が人として果たす義務のことを指していると考えられます。

こうした倫理については、一般的に次の三つのパターン（類型）、すなわち

- ① **普遍倫理**（コモンモラル=誰にとっても共通の、倫理の理念系）
- ② **個人としての倫理**（環境や生活によって個人の意識の中に構築される倫理）
- ③ **集団の倫理**（国家などの集団の価値観の反映である組織・社会の一員としての倫理）

があるとされ、これら各々の倫理パターンは、実際にはその考え方の基準や方向性等が微妙に異なっており、一人の人間がこれらを同時に抱え込むことによって、いわゆるコンフリクト（不一致）による心の葛藤が生じる場合があるとされています。

例えば企業や組織に所属する多くの建築士の場合、日常の業務の中で自らは「企業の」建築士資格者なのか、あるいは企業に所属する個人の「建築士資格者」なのか、その主体性のウエイトの置き方によって、こうした倫理観のコンフリクトに悩まされる可能性があるとされています。

2-4 職能と職業倫理・技術者倫理について

（1）職能とは

専門職（建築士、医師、弁護士などに代表されるプロフェッショナル、いわゆるプロのこと）で、分業化の進んだ近代以降の社会では多くの職業が専門分化しています。などの職業人（広く継続して職業労働を行う人）における「**職能**」は本来、「職業・職務を遂行する職業上の**能力**」や「職業・職務が社会で果たす**機能**（特定の役割）」のことを指していますが、実際には特定の分野で専門的な能力を持つ職種、階層あるいはその職業自体、専門職の職能団体などを指す場合もあります。こうした「職能」概念の中核に実は規範としての「**職業倫理**」があります。また、後述の如く技術者の職業倫理を一般に「**技術者倫理**」と呼んでいます。

（2）職能と職業倫理

本来、「**職業倫理**」は職業労働に対して当事者が与える道徳的な意味付けのことです。こうした意味付けの源泉は、近世までは基本的に西洋キリスト教社会における「宗教的倫理観」でした。ルネッサンス期の「万能人」から中世末期の宗教改革では、「職業人」としての人間像が捉えられ、その後、人々の禁欲的プロテスタンティズムを中心とする宗教倫理が、いわゆる資本主義精神の基になったとされています。

しかし、やがて資本主義が高度化し、近代市民社会における社会的規模の管理システムや制度的支配が優先される時代になると、宗教倫理さえが非合理とみなされるようになり、こうした新たな時代（市民社会）の人間の職業において、果たしてどのような倫理、倫理的思考が、職業人にとって意味や有用性を持ちうるのか、という新たな課題が持ち上がり、こうした課題に応える

ためもあって近代市民社会に向けたさまざまな倫理の考え方が提示されました。

一方で、時代や社会システムがどれほど変化しても、結局のところ人が職業労働を通じて社会や社会システムを維持するための学識・知識・技術が倫理の基礎にあることには変わりはなく、職業人にとってはこうした判断基準により日々一定の判断を下さざるを得ないという状況が結果的にさまざまな倫理的実践に繋がっている、という事実も変わることはありませんでした。

このように、学識・知識・技術の全ての基盤に倫理があること自体が揺らいでいるわけではなかったことなどから、現代では、人々のあらゆる職業に係るすべての思考やプロセスには倫理的基盤が欠かせない、という共通認識の下で、宗教倫理にかわって、一般に「社会や市民のためになる」こと、すなわち職業労働における職能を通じて共同体における公共の福祉に資する等々の目的に向けた「専門分野で、専門知識やノウハウと一体となった倫理的思考」を指す概念として特に現代の「職業倫理」が成立している、とされています。

また、専門職としての職能人、職業従事者には、一般にそれぞれ固有の共通する倫理観があり、職業を通してそれ（専門職固有の倫理）を守ることが、結局は社会のためになる（公共の福祉に資する等々）ということが社会の人々（公衆）に理解、共感されていなければならず、そのために職業倫理は、その中身を対象となる公衆に対して明示する必要がありますが、これがいわば倫理分野における情報公開の意義であり、そのために職業倫理は「倫理綱領（後述）」などによりその中身を社会に明示（情報開示）していかなければならないとされています。

（3）職能の変わらない部分と変わっていく側面

職能については、どのように時代や社会が変化しても変わることはない（不動の）側面と、時代の推移等に伴って人々が専門職に求めるものが変わっていくこと等によって変化せざるを得ない（不同的）側面がある、とされています。特に上記の通り時代を経てなお脈々と継承されてきた基本的な職業倫理の考え方方が、まさに職能の変わらない（不变的）部分、すなわち専門分野における優れた専門的能力を發揮・駆使して市民社会に奉仕するという役割を支えていることは言うまでもありません。つまり、専門職固有の倫理を含む職業人としての「矜持」（プライドを持つこと）が、すなわちそのまま職能の普遍的な側面ともなっているのです。

一方で、学識・知識・技術に係る職業労働上のいわゆる職能教育の核心は倫理教育ですが、実際には倫理（的思考）自体も固定的ではなく、時代の推移と共に拡大しつつ、変容していくことがあります。また、建築士を始めとする専門分野の職能においても特に「職業・職務が社会で果たす機能」の側面においては、社会や時代の変化に伴って変わっていかざるを得ない部分があると考えられます。

こうした背景の下で、建築士資格者においても新たな時代の要請に応える新たな職能像が模索され、また期待されていると言えるでしょう。

（4）技術者倫理について

現代社会におけるあらゆる分野での専門分化の広がり（間口の拡大）と奥行きの深化などの傾向によって、今後ますます専門職の責任は重くなる一方であると考えられます。

特に文明社会を根底から支える科学技術に携わる専門家には、科学技術の社会に与える影響の大きさに比例してより重い職業倫理上の責任（比例的配慮）が求められ、こうした技術者の職業

倫理を特に「技術者倫理」ということがあります。すなわち、技術者倫理とは基本的には「技術者の職業倫理」をさしています。

例えば、JABEE（日本技術者教育認定機構）の技術士資格取得に向けたカリキュラム認定基準では、技術者倫理とはすなわち「技術が社会や自然に及ぼす影響や効果、および技術者が社会に対して負っている責任に関する理解」あるいは、「技術と自然や社会との係わり合いと技術者の社会的な責任の理解」と同義であるとして、個人のモラルのみならず、むしろ社会や自然への技術が与える影響等をよく理解しているか、その責任をよく理解しているかが問われるとしています。

倫理については、いかに倫理観による正しい人の道（人倫の道）といったあり方を唱えても、最後はその人が現実にどう振る舞うのか、という、振る舞い方の問題に帰着することが一般です。すなわち倫理的課題については、最後は主体の実践（実際の行為・行動）に結びつくかどうか、が鍵となることから、技術者倫理の力点は技術者が社会の中で「倫理的にふるまう行動の規範（ルール）」そのものにある、とされています。

つまり、技術者はいかにふるまう（べき）か、その行動を決定する際にどのような手順や方法で実際の倫理的行動パターンの優先順位を選択し、実践するのか、そのために実務の中で何を拠り所（倫理的基盤）とすべきなのか、技術者倫理の本質はこうした「行動（行為）規範の下での実践的な倫理に集約される」ということになる、という点については、建築技術者でもある建築士は十分理解している必要があります。

（5）職能と職業倫理の基本となるいくつかの重要な概念

ここでは、特に米国を中心とする応用倫理学の成果の中で、主に1960年代以降、社会的にも一般化した代表的な10の用語（倫理動向）を取り上げてその内容を簡略に解説します。これらの用語は、現代では頻繁にジャーナリズム等で使用され日常的な概念ともなっており、職能や職業倫理と深く結びつく考え方を含むものが多いとされています。

① コンプライアンス（Compliance）－ 規範遵守の考え方－

社会的な強制力の有無にかかわらず、社会の規範を遵守する基本的な態度をコンプライアンス（規範遵守）といい、近代以降の市民社会では規範遵守に反する言動は、社会から厳しく糾弾されることになります。建築に限らず、あらゆる分野における職業倫理の基盤はコンプライアンスであり、当然ながら法令遵守はコンプライアンスの最重要課題の一つです。

コンプライアンスは、企業活動におけるコーポレート・ガバナンスの基本となる概念ですが、企業のコンプライアンス違反には法的責任と併せて、モラル違反（低下）の動かぬ証拠があると信用失墜や売上減、時には組織自体の存続の危機などの重大な社会的責任の影響が及ぶことがあります。またモラル違反には当たらずとも、法令違反があれば当然ながらコンプライアンス違反となります。

② アカウンタビリティ（Accountability）

専門家の説明責任・説明義務のことです。特に専門性に係る専門家と非専門家の間の知識や情報等の格差を埋める努力や責任は、「アカウンタビリティ」の重要な役割とされ、これを実践す

ることが現代の職業倫理の中心にある、とされています。近年、企業家や政治家などの説明責任が取りざたされていますが、企業の経営者や技術者など、あらゆる職業労働上の受託者（仕事を頼まれた者）は本来、クライアント（仕事を頼んだ者）やスポンサー（資金提供者）に対して、仕事の履行状況やその結果を説明する責任・義務がある、とされています。

例えば、建築士法においては、第18条第2項で受託者による委託者への設計内容の説明義務が法的な努力義務、責任として建築士に課せられていることから、建築の設計者は本来、いついかなるときでも受託者に設計の内容を説明しなければ、アカウンタビリティの懈怠けたい おこた（怠ること。なまけること）のみならず、法令違反になる可能性もあるのです。

建築士は、本来国民の生命や財産を守る国家資格者にふさわしい技術的資質や能力を自ら保持すべきであるとされ、同時に業務独占を賦与された資格者として高い職能責任、倫理性を求められており、建築士法上も職責条項（建築士法第2条の2）として自らの職責を真摯に果たす義務（果たさなければ法令違反となる）が規定されています。すなわち、後述する如く倫理にもとる行為は明確な職責条項違反行為として法令違反、すなわち、建築士法違反による行政処分となる可能性もあることに建築士は十分注意なければなりません。

建築士法第18条第2項

建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うように努めなければならない。

建築士法第2条の2【職責】

建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

③ パターナリズム（Paternalism）

パターナリズムとは、「相手の利益を促進するために、相手の判断能力の代わりに自分の判断能力をとって代えること」という考え方のことです。その前提として専門家である自分の能力は相手より優れている、という仮定が含まれていますが、例えば、非専門家である患者は専門家である医者の言うとおりに治療を受けていれば良いので、患者が医者にあの注射をせよ、この薬を出せ、この治療方法で治療せよ、などというのはもってのほかである、もちろんそのかわり医者は患者のために自分が最善であると信じる医療を献身的に行う、という立場などがパターナリズムに該当します。この考え方は、一方で独善・傲慢・おせっかい・不当な干渉・不当な支配等に通ずる可能性があり、1960年代以降、米国を中心に特に医療の世界で徹底的に批判されました。PATERとはラテン語で父親のことを指し、パターナリズムは日本語でいう父権主義的、家族的温情主義的な考え方方に近いとされています。

また医師とは異なり、一般の専門職従事者や技術者の場合は直接公衆に向き合う機会があまり無いので、思い込み等によるパターナリズムに陥る危険性はむしろより高いといわれています。あるいは、パターナリズムにも「強い（正当化されない）」ものと「弱い（正当化される）」もの

があり、弱いパターナリズム（例えば相手が全くの無知、無能力、過度に感情的になっている、あまりに若いなどの状況で発揮される最低限のパターナリズム）は否定せずにむしろ許容すべき、という意見もあります。

④ インフォームドコンセント（Informed Consent）

職業倫理の観点からも建築の設計者には、いわゆる非専門家である委託者への丁寧な説明を含む「インフォームドコンセント（説明と同意）」の態度が強く求められています。

米国では上記の通り1960年代からバイオエシックスの影響もあり一方的な医師主導の医療が批判され、パターナリズムからの脱却が目指され、医療の世界では、患者が何度も質問し、患者の同意を得て治療を行い、その責任はすべて医師が負うという態度であるインフォームドコンセントの考え方が浸透してきました。現在では、社会のあらゆる分野で専門家の「素人に何がわかるか」的な態度が徹底的に批判されていることは周知のとおりです。専門職に携わる者には、たとえ難解な専門的知見であっても、非専門家に対して極力丁寧に説明し、選択肢を与え、同意を求めてこれを処理しなければならず、結果についての専門家としての責任は、すべて専門家自らがこれを負う、という態度が求められており、すなわち「説明責任」と「情報公開による同意」が職務上欠かせないという考え方、「インフォームドコンセント」といえます。

⑤ リスクコミュニケーション（Risk Communication）

組織の中では、所属する個々人の職業倫理の涵養、実践とともに、集団内でのプロジェクトの達成にとって不都合な情報（リスク）の積極的な共有による意思疎通（リスクコミュニケーション、すなわち「個人、集団内、組織間でのリスクに関する意見の相互交換のプロセス」のこと）と、その乗り越えによる目的達成のプロセスが特に重要です。

専門分野の細分化等による矮小化されたセクショナリズム、業務上の失敗や製品の不具合等の組織にとって不利・不都合な情報の組織内外への隠蔽、責任回避・忖度等による個人や組織の責任の曖昧化等によるプロジェクト達成への弊害・障害を最小限にするために、先ず集団内でリスクコミュニケーションを実践して風通しを良くし、同様に集団内で問題意識を積極的に開示・共有することで組織内のリスク回避をはかりつつ、その解決に向けて倫理観に従った不斷の意思をもって業務を履行することが組織に所属する設計、工事監理を行う建築士にも強く求められています。

構造計算書偽装や基礎ぐい工事データ偽装、集合住宅の界壁不具合問題などによって、建築技術者の倫理面での評価が大きく低下したと言われる現在、建築士は、資格者個人として自らの職能意識の基盤としての強い倫理的責任を自覚し、職能を通じた社会貢献の観点からも日常的に職能人としての倫理観を涵養し、リスクコミュニケーションを実践して、組織内ののみならず依頼者や社会に向けて自らの倫理的有意思を積極的に表明していく態度が求められているのです。

⑥ プロフェッショナルライアビリティ（Professional Liability）

高度な専門知識を必要とする専門家として負う職能責任のこと。倫理的責任のみならず後述する広く法的な債務不履行責任や不法行為責任を含みます。

技術者の責任論の根拠には一般に技術者倫理を基礎付ける二つの立場があります。一つは、プ

口の技術者を名乗ることの対価として付隨して引き受ける「**対価的責任**」（社会契約説的な公衆に対する責任）であり、他の一つは「**比例的配慮**」（技術者はより大きな損害を生み出す一因となる立場にあることによって、社会ではより高いレベルの配慮的責任を負うことになる）です。こうした観点からも、高度な専門知識を有する建築士などの専門家には、常に職能責任としてのプロフェッショナルライアビリティが求められています。

⑦ CSR (Corporate Social Responsibility)

企業の社会的責任の意。現代では、CSRには製品やサービスの提供、雇用創出、納税などの経済的な責任、法的責任、あるいはメセナ活動など、企業活動が社会に与える影響評価としての広義の責任論が含まれます。CSRについては、今や先進企業に限らず、多くの企業で、それ自体が組織力の新たな評価の対象・指標として認識され、積極的な取組や投資、開示がなされています。

⑧ コーポレート・ガバナンス (Corporate Governance)

企業統治などと訳されます。企業を健全に運営することやその仕組みを言いますが、企業におけるコンプライアンスや企業倫理への配慮、あるいは権限の適切な制御などを含むガバナンスの概念の一つです。

⑨ フールプルーフ (Fool Proof) とフェイルセーフ (Fail Safe)

フルプルーフは、人間の誤りを織り込んだ設計思想のことをいい、利用者の操作ミスなどによって重大な事故が発生することを防ぐ配慮を指し、「人間は本来ミスをするもの」という前提がその根拠となっています。

一方フェイルセーフとは、予めさまざまな障害の発生（設計ミス、不具合や故障、操作ミスなどによる）を想定し、発生した際の被害を最小限に留めることを織り込んだ設計思想、常に安全側に配慮する考え方を言います。これらはともに技術者倫理にも含まれる概念のひとつとされています。

⑩ 倫理規定（倫理綱領）

世の中がより複雑になってくると、倫理（観）は人々の心の中の共通認識の保持だけで済む、というわけにはいかなくなってくる可能性があります。特に技術者をはじめとして、多くの専門職の領域や目的的な集団内では、倫理を「明文化」（文章化）することが一般化し、これが「**倫理規定**」や「**倫理綱領**」（倫理に係る根本方針を要約したもの）と呼ばれているものです。

ただし、明文化しても倫理規定自体に強制力までは無いので、その役割は倫理を強制するのではなく推進する役割を担うものであるとされ、倫理規定自体は価値の基準ではなく、むしろ（倫理的）判断の基準であると考えられています。（参考：下記の「建築士会会員の倫理規定」は2005年に制定されたものです。）

(参考 建築士会会員の倫理規定)

建築士会会員倫理規定

公益社団法人日本建築士会連合会制定
平成 17 年 9 月 15 日理事会承認

公益社団法人日本建築士会連合会は、建築士の社会的使命と職責の重大性にかんがみ、建築士会会員が遵守する倫理規定を定める。

1. 法令等の遵守と品位の保持

建築士会会員は、建築士法を始め関係法令・定款などを遵守し、品性とモラルの向上・保持に努める。

2. 知識および技能の維持向上

建築士会会員は、常に建築や地球環境などに関わる知識および技術の研鑽に励み、技能の維持向上に努める。

3. 相互の信頼と協力

建築士会会員は、相互に信頼し合い、必要に応じ他の専門家の協力を得て、業務を遂行するよう努める。

4. 秘密の保持

建築士会会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5. 説明責任

建築士会会員は、依頼者に対し、その業務に関する十分な説明を行い、理解を得るよう努める。

6. 情報の開示

建築士会会員は、建築士としての業務実績、業務範囲および業務能力などを示す情報の開示に努める。

7. 地域社会への貢献

建築士会会員は、地域の歴史・文化を守り、良好な景観の形成など、地域社会に貢献するよう努める。

(6) 予防倫理学習という考え方

技術分野のみならず、さまざまな分野において人は実際に倫理的な問題に遭遇、直面したときに、直ちに的確な倫理的判断を下すことが出来るとは限りません。

こうした事態に備えるためには、むしろ平常時において適切な倫理的判断の基準等を準備しておく、といった「予防倫理学習」の継続的な心掛け、実践こそが必要かつ有効な手立てとされています。

例えば建築分野では、公表される建築士等の資格者の処分事例、建築物の事故・災害や紛争事

例等について（事例は、国土交通省や関連団体のホームページ等で公開され、いつでもアクセスできるものがあります。）当該事例に関与した建築士や建築技術者の業務過程のどの部分で、どのような職業倫理意識の欠如がみられたのかなど、技術的欠格事由等とあわせてそれらの要因・背景を分析し、同じ建築士として自らはどのように対処・行動すべきかを日常的に、また継続的に倫理的課題として捉えておく必要があります。

近年では、集合住宅の耐火性能の不適切な施工の発覚など、建築士が関与し社会問題化した不祥事の発生等もあることから、個々の建築士資格者が自らの職能意識の基盤としての強い倫理的責任を自覚し、職能を通じた社会貢献の観点からも日常的に職能人としての倫理観を涵養し、依頼者や社会に向けて自らの倫理的意思を積極的に表明していく態度が求められ、倫理的問題発生抑止の、さらには発生した倫理的問題の対処等に係る有効な手立てとしても予防倫理学習の実践が効果的である、と考えられています。

（7）「規範に従う態度」の積極的な履践の建築士に向けた社会的要請の高まり

特に建築士は個人の資格者として業務独占を付与されていることから、仮に組織がかかわった不祥事であっても、建築士事務所の開設者が負う受託契約の当事者としての契約責任はともかく、担当者（所属する建築士）個人に私法上の**不法行為責任**が直接問われる可能性があります。

公法上では、行政法の建前からも違反行為等があれば資格者個人として厳格な行政処分（後述）が科せられており、これらの規範に悖る行為に対する法制度（処分等）のより厳格化に向けた傾向は今後さらに強まると考えられています。

こうした処分の厳格化とともに建築士に対しては、職能意識の強化、職業倫理、技術者倫理の徹底、予防倫理学習の継続的心がけ等に向けて自らが行う「規範に従う態度」の積極的な履践（国家資格者として常に自らの職能・倫理規範に従った行動をとること。）への社会的要請がますます高まっている点に、今後とも建築士資格者は十分留意する必要があるのではないでしょうか。

3. 建築士資格者の負う責任とは？

— 法的責任と倫理的責任など —

建築士が専門資格者、職能人あるいは建築の実務者（実際に業務を行う者）として負う責任についてはさまざまな考え方がありますが、ここでは建築士が資格者として、あるいは自ら行う業務で負う法的責任（公法・私法上の責任）と倫理的責任、あるいは善管注意義務などを取り上げて概説します。

ポイント3 建築士資格者の負う責任とは？

- (1) 日本の法には、大きく公法（こうほう）と私法（しほう）があり、こうした法に違反するとそれぞれ別個に法的責任を負います。法で言う責任とは「制裁として課せられる不利益」のことです。
- (2) 建築士が業務で負う公法上の責任（処分と罰則）は、建築士法が行政法のグループに含まれることからそれぞれ「行政処分」「行政罰」と呼称され、行政処分は「建築関係法令違反」及び「不誠実行為」を理由として、建築士免許の取り消しや業務停止処分などの厳しい処分が科せられます。
- (3) 建築士が業務で負う私法上の責任の主なものは、「契約責任（債務不履行責任）と不法行為責任」です。契約責任は契約の締結によって契約当事者が負う責任、不法行為責任は違反があれば誰でも負う可能性のある責任です。契約違反では具体的には追完（修補など）、代金減額、契約解除、損害賠償などの責任を負います。これら私法上の責任は行政処分などの公法上の責任とは別に、また同時に負う可能性があります。
- (4) 建築士は、コンプライアンスやアカウンタビリティ等に問題があると、倫理的責任のみならず品位を欠く、あるいは不誠実行為に該当するなどの理由で法令違反により行政処分の対象となる可能性もあることから、常に法的責任と倫理的責任を一体として意識して業務にあたる姿勢が不可欠です。

3-1 建築士が負う法的責任

(1) 建築士と法規範の遵守

すでに見てきたとおり、私たちが社会の中で集団の一員として生活していくために守るべきルール（規範）には「法規範」と「法以外の規範」があり、これらは社会の規範としては本来同根ですが、社会的な強制力の有無という違いがあります。

自律的な規範であるとされる倫理規範では個々人がそれぞれ自覚的な責任を負うことになりますが、一方の「法規範」によるルールは法そのものであり、社会で生活する限り社会的な強制力（法的拘束力）のある規範となります。建築士も資格者として、また社会における生活者として法規範を遵守する義務があり、これに違反するとさまざまな法的責任を負わなければなりません。

(2) 法的責任とは

一般に、強制力をもった約束事の担保・保証の体系を「法」といいます。法で言う責任とは「制裁として課せられる不利益」のことです。(例えば賠償金の支払いや身体拘束、収監などのペナルティを負うことを指します。) こうした法的責任は、一般に刑法による刑事責任などの公法上の責任と、民法などによる民事責任(私法上の責任)に大別されます。

(3) 公法と私法

法治国家である日本の法は、「公法」と「私法」という2つの(法の)グループで構成されています(図3-1参照)。

公法とは、憲法・刑法・税法・建築基準法・建築士法など、国家が国民に対して定めた権利・義務の規定、いわば国と人のタテの関係の法のグループであり、国家が国民の法的権利等を保障する対価として国民や法人(法で定めた人)は国家に対して法を遵守し、公法上の責任を負うことになります。刑法に基づく刑事責任、建築士法に基づいて建築士に科せられる懲戒処分などは公法上の責任ということになりますが、具体的な責任の内容(処分・罰則など)はそれぞれの法に処罰規定として示されています。基本的に公法に定められた規定は、(一部の選択規定を除けば)私たちがその内容を勝手に変えることはできません。これを強行規定といいます。

一方、私法とは、国民どうしの生活関係の法、いわば国民対国民の間の権利・義務を定めたヨコの関係の法のグループであって、その責任は私人(法でいうヒトのことです。法人を含みます)が他の私人に対して負うことになります。これは民法などがカバーする領域ですが、民法でいう生活関係とは、具体的には、取引・物の支配・事件・事故・夫婦関係・親子関係・相続の7つを指しています。

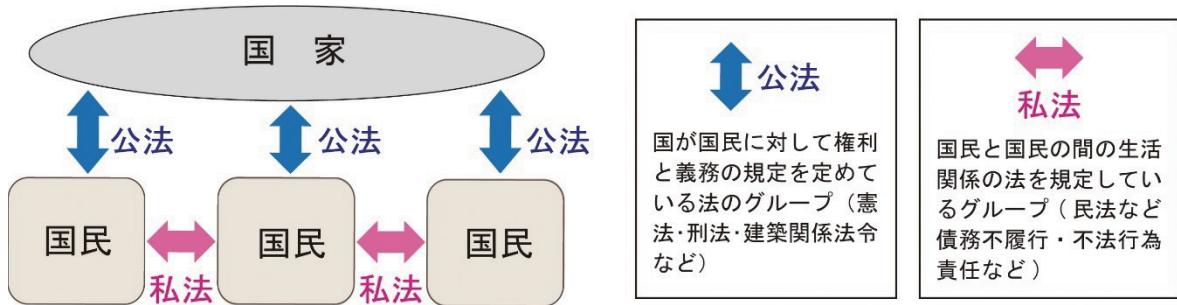
民法は「権利能力平等(法の権利は出生後のすべてのヒトに平等)」を前提に、私的自治(契約自由)などの原則によって、国民と国民の間の関係を権利・義務で規律する法で「民事法」とも呼ばれ私法の代表格とされます。

一般に言う請負契約、委任契約などのさまざまな契約については民法に示され、私法上の規定ですが、民法におけるまさに契約等に係る「債権関連法」と呼ばれる部分については、現在2020年4月1日施行の改正民法の規定が適用されています。

なお、民法など私法上の規定は、契約自由の原則にみられるように基本的には任意規定であり、公序良俗に係る規定などが強行規定として扱われる例外はありますが、当事者間の合意によってその内容を任意に変えることができます。

契約責任をはじめとする私法上の責任は、いわゆる民事責任と呼ばれており、刑事罰(刑事責任)や行政処分などの公法上の責任と私法上の損害賠償責任などの民事責任は、個人や法人などがどちらか一方だけではなくそれぞれ別個に、また同時に、重畳的に(重ねて)負う可能性があるので注意が必要です。例えば建築士の場合には、事件・事故等により建築士法違反で処分を受ける(公法上の責任を負う)のと同時に、それらの事件・事故に起因して契約相手や第三者に損害を与えた場合には、相手方の損害賠償請求などにより確定した金銭賠償に応ずるなど、私法上の責任を重ねて負うケースがあります。

《図2-2 公法と私法の考え方》



(4) 建築士の公法上の責任 — 行政処分と行政罰 —

例えば、公法である刑法上の責任（業務上過失致死傷罪など）では刑罰が科せられます。同じ公法である建築士法には処分規定、罰則規定があり、建築士法が行政法のグループに含まれるとされることから、当該処分をそれぞれ「行政処分」「行政罰」といいます。

このうち行政処分は「建築関係法令違反」及び「不誠実行為」を処分事由（処分の理由）としており、建築士法に基づき建築士に対する戒告、業務の停止又は免許の取消し（建築士法第10条）並びに建築士事務所の開設者に対する戒告、建築士事務所の閉鎖または登録の取り消しなどの監督処分に該当する処分等を含んでいます。（前述の通り建築士事務所の開設者には資格要件はありませんが、開設者として建築士法上の監督処分を受けることがあります。）

(5) 建築士の私法上の責任 — 契約責任と不法行為責任 —

① 契約責任（契約についての説明は後述）

私法上の責任は、民法などに規定され、民事責任と称されますが、主なものに契約責任（債務不履行責任と不法行為責任）（※用語解説参照）があります。

建築の設計・監理業務における業務委託契約では、委託者（建築主など業務を依頼した者）と受託者（業務を依頼された建築士事務所の開設者）の双方（契約当事者）に債権・債務関係（人に対する約束を履行させる権利と対になる約束を履行する義務の法的な関係のこと）や契約内容を遵守するという法的な責任（拘束力）が生ずることになり、締結された契約の当事者間で一方的にこれを破棄したりその内容を勝手に変更したりすることは出来ません。（契約には法的拘束力があります。）

業務委託契約の内容に違反すると、追完（修補など）、代金減額、契約解除、（損害の発生があれば）損害賠償などの「債務不履行（特定の相手との約束を破る行為）による責任」を負う可能性があります。債務不履行は特定の相手に対する債務を実現できていないこと（約束を破ること）及び債務者に帰責性がある（責めに帰す、すなわち故意又は過失などの理由でその者の行為等に責任がある）ことなどが要件となります。建築の設計等の業務委託契約では、契約責任を負うのはあくまで契約当事者である（建築主などの）委託者と受託者（建築士事務所の開設者）のみです。

② 不法行為責任

また、民事責任には不法行為責任があります。不法行為責任は、他人の権利や法律上保護される利益を侵害する行為を対象とする責任で、契約によらない私法上の責任です。同じく損害賠償などの法的責任を負いますが、契約責任と異なり不特定の相手が対象で、適用場面に制限はありません。不法行為が成立する要件としては、

1. 故意又は過失があること
2. 損害が発生していること
3. 行為と損害の間に相当因果関係があること
4. 違法性に該当すること

などがあります。不法行為における損害の立証責任は被害者側にあり、民法の規定では債務不履行責任に比して時効までの責任期間が長い場合があります。

近年では、業務委託契約の受託当事者（建築士事務所の開設者）ではない実際に業務を担当する所属する建築士（所員・社員など）が、直接名指しされて個人として不法行為を理由に業務責任を問われ、訴訟等により損害賠償を請求されるケースも散見されることから、建築士事務所の開設者ではない所属する建築士であっても、業務において公法上の責任（行政処分等）と共に私法上の不法行為責任を問われる可能性があるので注意が必要です。

③ 建築士の負う善管注意義務

建築士は、設計や工事監理業務に当たり、法的・技術的判断のもと、専門家としての高度な注意義務である善管注意義務（民法第644条：下記参照）を負うとされています。これらの注意義務については、設計業務では、構造上の安全性、仕上げの安全性、設備設計、材料選択、近隣に対するもの、建築主の要求、著作権侵害、その他などがあり、工事監理業務では、上記以外に施工精度やユーザーに対するものなどがあるとされています。（大森文彦 東洋大学名誉教授：「新建築家の法律学入門」大森文彦（大成出版社）2012年他）

いずれも自らの業務に起因して、建築物等に不具合などが発生することなく、またユーザーや近隣、第三者の事故・災害等の発生につながることがないように、建築士は常に善管注意義務の遵守を心掛けることが業務を履行する（行う）上で要請される最も基本的な態度となります。

善管注意義務の規定（民法第644条【委任：受任者の注意義務】）

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

3-2 建築士が業務上負う倫理的責任と留意点

建築士が資格者として、また業務上で負う倫理的責任については、基本的には本ガイドブック「2. 建築士資格者が従うべき規範とは？」のところで見てきた通りですが、職能人として担う職責を果たして技術者倫理を全うする上で重要なコンプライアンス（規範遵守）やアカウンタビリティ（専門家の説明責任）の積極的な実践を心掛け、こうした職能意識の強化、職業倫理の徹底、予防倫理学習の継続等を自らはかっていくことが専門資格者として負うべき倫理的責任の具体的な内容となります。

一方で、仮に建築士資格者としてこうした倫理的責任に悖る行為等があった場合、本来的には倫理など法以外の規範に社会的な意味で強制力まではないのですが、注意が必要なのは例えば前述の建築士法第2条の2（職責条項）に「建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならぬ。」とされている通り、コンプライアンス違反など倫理的に問題のある行為、行動は同時にこうした職責条項違反とみなされ、あるいはアカウンタビリティの懈怠は同法第18条第2項の設計者の説明義務違反とみなされるなど、結局のところ専門資格者である建築士の倫理的責任自体が法令違反として行政処分の対象となる可能性もあるという点です。

建築士資格者にとっては法的責任さえクリアすればよい（処罰を避ける）という態度ではなく、常に法的責任と倫理的責任を一体として意識して業務にあたる姿勢が不可欠である、ということになります。

3-3 建築士が業務上負う責任の全体像

建築士が業務上負う責任の全体像を再度まとめると、概ね以下のとおりになります。

- ① 職能人として負う職業倫理上の責任（強制力まではない社会的責任）。
- ② 刑事責任（公法上の法的責任で刑法の定めによる刑罰、行政罰などがある）。
- ③ 建築士法などに基づく義務の履行責任（公法上の責任で建築士法など行政法のグループに定められた資格者が負う責任）。
- ④ 民事責任（私法上の責任で契約責任などをいう。債務不履行責任、不法行為責任、瑕疵担保責任などがある）。
- ⑤ 職能団体等（加入・参加は自由）が所属する会員等に独自に課す倫理綱領や規約などを遵守する責任。独自の処分等の規定もある。

こうした責任を十分自覚し、民法でいう善管注意義務を果たしながら適切に業務を遂行することが、設計や工事監理業務を行う（建築士事務所の開設者を含む）建築士の責任論の基礎になると思われます。

《用語解説 — No2：建築士の行う法的責任の理解に欠かせないキーワード》

■※ 債務不履行責任と不法行為責任（民事責任）

債務不履行とは（特定の相手との、例えば契約の相手方に対する）法的約束を破る行為で、契約に違反するケースなどが該当し、債務者に帰責性（故意又は過失）があることが要件となります。債務不履行責任には強制履行、追完、代金減額、損害賠償請求（相当因果関係の範囲内の損害のみ）、契約解除があります。また、不法行為は（不特定の）他人の権利を侵害する行為を対象とする責任で、不法行為責任は契約によらず、適用場面に制限はありません。いわば国民対全国民の間の関係であり、損害賠償などの法的責任を負います。不法行為における損害の立証責任は被害者側にあります。また債務不履行・不法行為責任については共に過失責任が原則となります。

4. 建築士業務の契約とは？ どのように建築士の業務報酬を定める・・

— 業務委託契約と業務報酬基準の告示など —

建築士の業務はすべて契約によって行いますが、ここでは契約とはどのようなものか（契約に係る法の定め）、建築士業務の契約、さらに令和6年1月に改正された新たな「業務報酬基準の告示（国土交通省告示）」に基づく建築士の業務報酬の考え方（報酬の対象となる標準業務内容や算定方法）等について概説します。

ポイント4 建築士業務の契約とは？ どのように建築士の業務報酬を定める？

- (1) 契約は、「特定の相手とする法的拘束力をもつ約束事」のことで、契約については民法など私法上の規定ですが、建築士法（公法）には契約の締結等に関する定めがあることから、基本的には私法と公法に跨る規定となっています。
- (2) 民法の任意規定の原則から、契約についても締結、内容、相手方、方法は自由とされ、これを「契約自由の原則」（契約の内容等については、当事者同士で自由に定められる。）ということがあります。
- (3) 建築士の業務に係る契約については、公法である建築士法に契約の流れに沿って「重要事項説明」「契約締結時の書面相互交付」「契約締結後の書面交付」の3つのステップが規定されています。
- (4) 建築士の業務に係る契約については、契約自由の原則からどのような書類を用いても契約できますが、民間工事では設計関連四団体で発行している「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類」の利用が一般です。
- (5) 建築士事務所の設計等の業務に係る業務報酬については、国土交通省による「業務報酬基準の告示」によって、標準的な報酬が略算的に算定出来るようになっています。この告示は強制ではありませんが、建築士法には、報酬算定のために委託者、受託者双方に対しこの告示の基準に基づいて適正な業務報酬を定める努力義務が規定されています。

4-1 契約とは何か 一公法と私法に跨る契約一

先ず「契約」についてです。契約とは、ごく簡単に言うと「特定の相手とする法的拘束力をもつ約束事」のことです。法的には、相対立する形で合致する法律行為（意思表示の合致）をいい、契約は民法（民事法）などによる私法上の規定になります。

契約は基本的に当事者間の諾成（申し込みと承諾の到達だけ）で成立しますが、一度締結した契約を当事者が勝手に破ることはできません。但し、当事者が契約の存続を望まない場合には、当事者どうしによる合意解除などの方法で契約を解除することはできます。また、契約内容によって請求できる権利には民法上の消滅時効の規定（強行規定とされています）があります。

契約の内容（約束事）は、「**契約自由の原則**」（民法第522条など）によって特定の相手との間（契約当事者間）で自由に決められます。契約はこの「契約自由の原則」により、**締結**（契約するかしないか）、**内容**（どのような契約をするか）、**相手方**（誰と契約するか）、**方法**（どのように契約するか）はそれぞれ自由であるとされています。しかしながら、強行規定に違反した場合、あるいは当事者間の合意の形成過程や契約締結に際して違法な行為、経緯などがあった場合（公序良俗違反、錯誤、詐欺、脅迫等々）など、何らかの無効要件や取消し原因があると、当該契約は無効（不成立）になる、あるいは成立していても取消権の行使により取消しとなる場合があります。

契約は民法（私法）に規定され、上記の契約自由の原則がありますが、実際には公法上に契約に関するさまざまな規定があり、契約の締結等にあたっては当然ながらこれを順守しなければなりません。例えば、建築設計や工事監理、施工等に係る契約の締結に際しては、建築士法や建設業法など公法上の契約に関するさまざまな規定に違反すると懲戒処分の対象となる場合があり、上記の如く契約内容が無効や取り消しとされる可能性があるなど、「契約は、公法と私法のそれぞの規定に跨って初めて成立している」という点には注意が必要です。

建築士にとって、設計や工事監理業務における適切な業務環境を構築し、委託者、受託者それぞれの権利、義務、責任、役割等の視点を明確化して相互に約束事の内容を確認しておくためにも、双方が対等な立場で締結する適正な業務委託契約は欠かすことができないものです。

4-2 契約の当事者、建築士法による契約締結の義務など－3つのプロセス－

（1）建築士の業務における契約の当事者

建築士法では、前述のごとく「無登録業務の禁止規定」を定めていることから、資格者であっても無登録では建築士として業務を行うことはできません。建築士事務所の登録をしていない、あるいは所属していない個人の資格者である建築士は、一定の建築物の設計や工事監理をはじめ、建築士として業務を行うことはできないことから、設計・工事監理等の建築士業務における契約の当事者の方（建築士事務所どうしで契約する場合は双方）は、必ず建築士事務所の開設者（個人又は法人）又は開設者に代わり契約権限を授権されている者（例えば支店長など）になります。

従って、実際の業務を担当する建築士が当該契約の当事者とは別人（いわゆる代表者ではない担当建築士）の場合、当該（契約当事者ではない）所属する担当建築士が直接に業務委託契約上の責任を負うわけではない点にも注意が必要です。業務委託契約上の責任を負うのはあくまで契約当事者である建築士事務所（の開設者）ということになります。

（2）建築士法による契約締結の義務－3つのプロセス－

建築士事務所が受託する設計、工事監理等の業務委託契約は、上記の通り基本的には民法でいう諾成契約（書面なしでも成立する契約）ですが、一般には当事者の約束事項はあらかじめ契約書として、さまざまな合意事項などを書面化して取り交わしておくこと（これを書面の相互交付といいます）が望ましいことは言うまでもありません。

こうした趣旨から、建築士法（公法）には、契約締結に際して以下の3つのプロセスごとに書面化（書面の作成・交付等）の義務規定があります。従って、建築士法に規定する書面の作成、

● 4－2 契約の当事者、建築士法による契約締結の義務など－3つのプロセス－

交付などの義務を履行しないと、仮に民法上で契約自体は成立していても（公法違反による）懲戒処分の対象になる場合があります。また、民事上でも公法上のプロセスを履行していないことで当事者間に本当に契約するという意思表示があったのかなどが問題になるケースもあります。建築士の業務に係る民事紛争などでは、まさにこうした書面による適切な契約締結が行われないことによって、契約内容が曖昧なまま業務が進行したことに起因して発生するトラブル事例が多く見受けられます。

建築士法では、契約の締結前、契約締結時、契約締結後の3つのプロセスごとに、以下のような書面交付等の義務が規定されています。

① 建築士法における業務委託契約の流れ－1－契約締結前の重要事項説明義務－

1) 重要事項説明とは

建築士事務所が設計及び工事監理業務委託契約を締結しようとする場合は、その契約締結前（契約締結前であれば、時期は特定されていません。）に予め建築主に対し、必ず管理建築士又はその建築士事務所に所属する担当の建築士が、契約内容に係わる法で定めた記載事項（※1）を含む所定の内容（重要事項）について説明して、記載内容の書面を交付することが建築士事務所の開設者に対して義務付けられています（建築士法第24条の7）。これがいわゆる「重要事項説明」と交付する書面「重要事項説明書」です。重要事項説明の実施に際し違反行為等があると、以下の通り行政処分の対象となります。

2) 重要事項説明義務の内容

建築士事務所による重要事項説明義務の内容は以下のとおりですが、これらのすべてを履行する必要があります。（参考として、重要事項説明に係るQ & A（※2）を解説欄に記載しています。）

1. 重要事項の説明及び内容記載書面の交付
2. 上記の内容に係わる誠実な履行
3. 説明時の建築士免許証等の提示

3) 重要事項説明違反に係る処罰の規定

重要事項説明違反に係る建築士、建築士事務所の処罰規定は以下のとおりです。

1. 重要事項説明を怠った場合
→ 建築士事務所の開設者への監督処分（懲戒事由は義務違反）
2. 重要事項説明時に建築士免許の提示を怠った場合
→ 怠った建築士に10万円以下の過料及び懲戒処分（建築士法10条第1項1号の規定）
3. 説明事項や内容の欠落、虚偽の説明
→ 説明した建築士に不誠実行為による懲戒処分（建築士法10条第1項2号の規定）

《解説一重要事項説明》

■※1 法で定めた重要事項説明書の記載事項

①重要事項説明書への記載事項（法定事項を含む）②事務所の名称、所在地、対象となる建築物の概要③作成する設計図書の種類（設計の場合）④工事と設計図書との照合の方法（工事監理の場合）⑤工事監理の実施の状況に関する報告の方法（工事監理の場合）⑥従事することになる建築士、建築設備士等の氏名⑦再委託がある場合は、委託先の名称や委託内容など⑧報酬の額及び支払いの時期⑨契約の解除に関する事項など

■※2 重要事項説明に係るQ & A（よくある質問例）

以下に、重要事項説明に係る「よくある質問」を例示して回答を示します。参考にしてください。

Q1) リフォーム工事なども重要事項説明の対象になるか？

A1) 建築士法が規定する設計又は工事監理を建築士事務所が業として受託する場合には、建築士の独占業務であるか否か、規模、報酬の有無、許認可等の有無にかかわらず重要事項説明は必要です。リフォームでも、建築士法上の設計、工事監理に該当すると判断される対象業務があれば必要です。

Q2) 重要事項説明は要らないと建築主にいわれたらどうするのか？

A2) 強制は出来ませんが、不要の理由が説明の内容はすでに分っているという意味であれば、必要性をよく説明して必ず説明、書面交付を実施してください。実施しなければ理由の如何を問わず当該建築士等は、処罰の対象になる可能性があります。

Q3) 建築士事務所登録をしていない工務店は、重要事項説明をどうするのか？

A3) そもそも建築士事務所登録をしていなければ、一定の建築物の設計、工事監理は出来ません。対象業務を担当した別の建築士事務所が、必ず建築主に重要事項説明を行います。

Q4) 耐震診断には、重要事項説明が必要か。耐震補強設計には、重要事項説明が必要か？

A4) 耐震診断には不要ですが、耐震補強設計は設計業務なので重要事項説明が必要です。

② 建築士法における業務委託契約の流れ－2 一契約締結時の書面の相互交付－

平成27年6月に施行された改正建築士法で、延べ面積が300m²を超える新築の建築物において、設計及び工事監理業務委託契約の締結時には、契約当事者間で法に定められた一定の記載事項を満たす書面を相互に交付する、いわゆる書面の取り交わしによる契約締結が義務とされました（建築士法第22条の3の3）。

また、延べ面積が300m²を超える建築物の設計、工事監理業務の書面による契約締結の義務については、増築、改築、又は大規模の修繕若しくは模様替えについても当該部分を新築とみなして適用されます。さらには通常の設計と工事監理業務委託契約の他にも、いずれも延べ面積が300m²を超える新築の建築物の設計や工事監理を含む「設計施工一括」の契約及び他の建築士事務所への（構造、設備等の）設計、工事監理業務の「再委託契約」の場合も、当該書面による契約締結義務が発生します。

なお、延べ面積が300m²を超える新築の建築物の契約締結時に書面に記載すべき事項を契約締結後に変更する場合は、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名・押印して相互に交付しなければなりません。

建築士法における書面による契約締結の義務に違反した場合には、建築士事務所の開設者に対し監督処分（事務所の閉鎖又は登録の取消し）が科せられ、当該開設者が建築士である場合は、あわせて（重畠的に）建築士としても行政処分の対象となる（処分がより重くなる）点にも注意しなければなりません。

なお、前述の通り、法の定めの有無にかかわらず、基本的にはすべての建築士の設計、工事監理に係る業務委託契約は書面により行われることが望ましいと言えます。

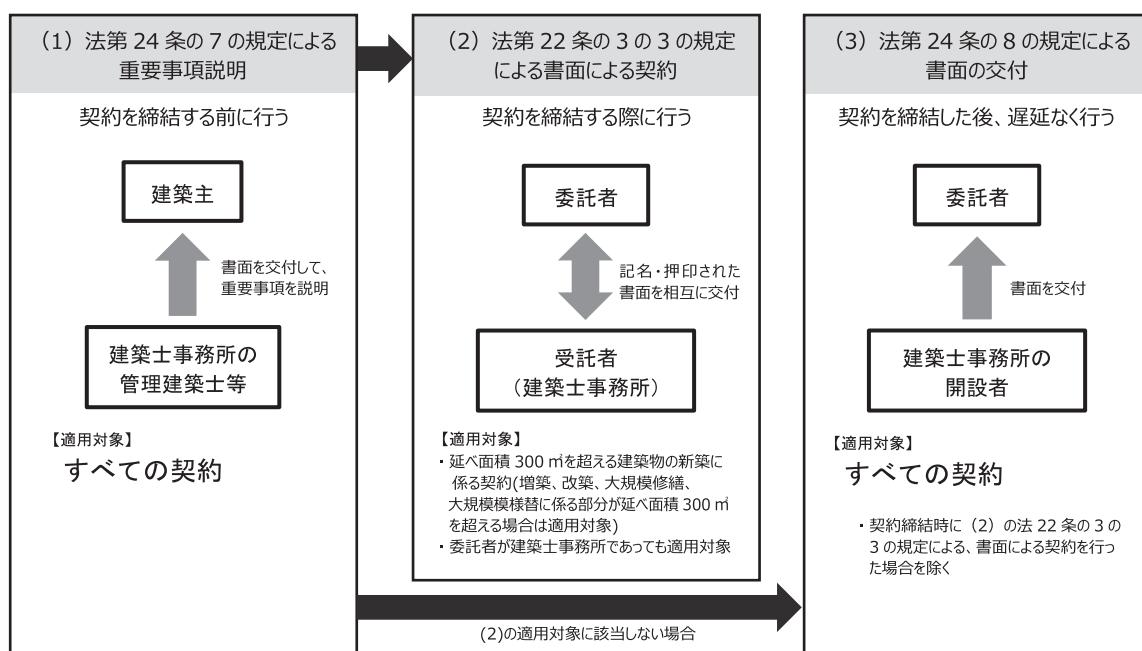
③ 建築士法における業務委託契約の流れ－3－契約締結後の書面の交付義務－

業務委託契約を締結した後に建築士法第24条の8の規定に基づき委託者に交付する書面は、所定の事項を記載して遅滞なく委託者に交付しなければなりません。この書面交付は、契約の成否や内容についての争いを防止するためのもので法の義務ですが、この書面自体が契約書となるわけではありません。

なお、左記②のとおり、延べ面積が300m²を超える新築の建築物において、法で定めた一定の記載事項を満たす書面による契約締結を行った場合（300m²を超えない新築の建築物であっても、自主的に当該書面の相互交付による契約締結を行った場合を含む。）には、この書面の交付は不要となります（建築士法第22条の3の3第5項）。

建築士法による上記契約締結に係る義務の3つのプロセスの流れについては、下図を参考にしてください。

《図2-3 建築士法による契約締結に係る義務の流れ》



出典：(一社)新・建築士制度普及協会「令和2年度建築士法改正に係る説明会ガイドブック」

4-3 業務委託契約に用いる契約書類について

（1）四会連合協定版の契約書類

建築の設計、工事監理、監理などの業務委託契約において、実際にどのような契約書類・書式を用いるかは、契約自由の原則（方法の自由など）により契約の当事者間で自由に決められます。委託者や建築士事務所自らが、こうした契約書式（書類）を作成することも可能です。

しかしながら、一般的には関係法令（公法）や民法（私法）などに照らして公正で適切な契約書式を作成するのには大変な労力が必要であると思われます。そこで委託者がよく契約の目的を

達成出来るように、また受託者が適切に契約内容を履行するために、委託者、受託者の双方にとってより公正で適切な、双務性に配慮した社会的にも信頼のおける汎用性の高い契約書式が求められ、こうした目的の下に建築関連四団体 ((公社) 日本建築士会連合会、(一社) 日本建築士事務所協会連合会、(公社) 日本建築家協会、(一社) 日本建設業連合会) によって作成、制定され、すでに26年以上にわたって利用されている共通業務委託契約書式が、「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類」です。(以下、「四会連合協定版の契約書類」といいます。)

(2) 四会連合協定版の契約書類の構成と内容 (※)

四会連合協定版契約書類は、「業務委託契約書 (業務類型別に5種類)」、「業務委託契約約款 (共通版1冊)」「業務委託書 (契約業務一覧)」及び「使用上の留意点冊子」など一式がセットになっています。契約締結時の書面 (契約書) は相互交付なので、各セットには2部ずつ (委託者用と受託者用) の書類が入っています。書類の内容等については、下記の解説を参考にしてください。

《解 説 一 四会連合協定版の契約書類》

■ 四会連合協定版の契約書類の構成と内容 (※) (令和2年4月版)

- ① **業務委託契約書 (5種類)**：業務委託契約書は、委託業務別に5種類（「建築設計・監理業務」委託用、「建築設計業務」委託用、「監理業務」委託用、「調査・企画業務」委託用、「建築設計、調査・企画業務」委託用）に分かれています。なお、契約書は相互交付（取り交わし）する書面であり、双方の書面に契約金額に応じた印紙の貼付（④参照）が必要です。
- ② **業務委託契約約款**：業務委託契約約款は、「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款」として各業務委託契約書に共通の約款（建築設計、建築監理、及び調査・企画の各業務を一括して同一建築士事務所の開設者と委託契約する場合の約款）となっています。
- ③ **業務委託書 (契約業務一覧)**：業務委託契約書、業務委託契約約款とともに、契約内容として履行する「業務の内容や範囲、成果物等」を具体的に定めた「業務委託書」は、ここに記載された項目でチェックのあるものがすべて契約内容となります。
- ④ 契約書の印紙税について (四会連合協定版契約書類「契約書類の構成と使用上の留意点」より)：平成元年（1989年）4月1日から委任に関する契約には、印紙税は課税されないことになります。印紙税法上は委任とみなされる「監理業務（工事監理を含みます）」、「調査・企画業務」の「業務委託契約書」には収入印紙の貼付は必要ありません。一方、「設計契約」は、印紙税法上は「請負に関する文書」として取扱われているため、「設計業務」を含む委託契約（例えば、設計・監理など、設計業務、監理業務、調査・企画業務を一括して委託する契約など）には、合計金額に対する税額を明示した上で、「税別契約金額」に対応する収入印紙の貼付が必要になります。

4-4 建築士の業務と工事請負契約

(1) 建築工事請負契約の契約書式

建築士法第21条による建築士が行う業務には、「建築工事契約に関する事務」の規定が含まれています。民間工事の建築主などの発注者と受注者である工事施工者との間で締結される建築工事請負契約では、設計・（工事監理を含む）監理業務の業務委託契約に使用する上記の「四会連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類」とは別に、日本における民間建築工事請負契約

の標準的な契約書式である「民間（七会）連合協定 工事請負契約約款（書式）（最新版は令和5年1月改正版）」（以下、「七会連合工事請負契約書式」といいます。）を用いることが一般です。

この書式は、現在では建築関連7団体（（一社）日本建築学会、（一社）日本建築協会、（公社）日本建築家協会、（一社）全国建設業協会、（一社）日本建設業連合会、（公社）日本建築士会連合会、（一社）日本建築士事務所協会連合会、）により構成される「民間（七会）連合協定 工事請負契約約款委員会」によって制定され、前身の「工事請負規程」の発行から既に100年以上の歴史をもっています。

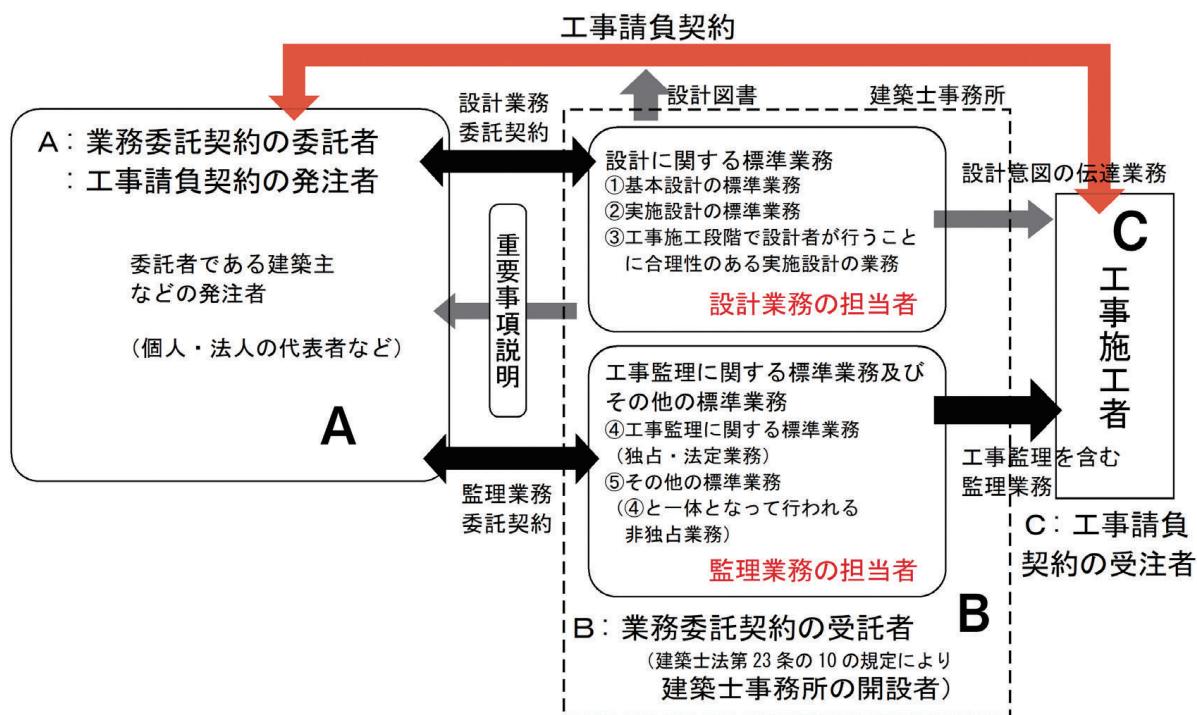
（2）工事請負契約上の監理者と監理業務委託契約の関係

工事請負契約は、もちろん建築主（発注者）と工事施工者（受注者）との二者間の契約ですが、七会連合工事請負契約書式の契約約款において、請負契約の当事者ではない監理者（この契約とは別に発注者との間で、「工事監理」を含む監理業務委託契約を締結している者を指します。）に関する規定がなされているので、この点にも建築士は注意が必要です。

一定の建築物の新築工事において、工事監理者を置くことは建築主の法的な義務ですが、建築主との間で業務委託契約によって定められた（工事）監理者である建築士は、工事監理を含む監理業務委託契約に基づいて、委託者と共に工事請負契約が円滑に遂行されるように協力する趣旨が、七会連合工事請負契約約款にうたわれています（下図参照）。

《図2-4 工事請負契約と監理業務委託契約の当事者》

■契約の当事者と契約の流れのまとめ



(3) 工事請負契約における監理者の記名・押印の意味

七会連合工事請負契約書には、最後に（工事請負契約の契約当事者ではない）監理者の記名・押印欄が設けられていますが、この意味は、同じ工事で監理者が、「別途、建築主と監理業務委託契約を締結した監理者（契約当事者本人）であることを証する」ための記名・押印になります。従って、ここはあくまで契約当事者である建築士事務所の開設者（代表者）の押印欄であり、当該押印者は、実際に監理業務を行う担当建築士が開設者と同一人ではない所属する建築士の場合には、担当者とは異なる場合があるので注意してください。

4-5 建築士業務の報酬について

(1) 建築士業務の報酬算定と業務報酬基準の告示

建築士の行う設計等（※1）の業務は、すでに見てきた通り業務ごとに個別の契約を締結して具体的な業務内容や報酬額を定めて行うことになります。業務委託契約の受託当事者は、前述のように建築士事務所の開設者です。従って、当該事務所の開設者ではない社員、所員である所属する多くの建築士は給与などの形で報酬を得ていることから「業務報酬」といわれてもあまりピンとこないかもしれません、当然ながら契約による適切な報酬が確保されない限り適切な給与も保証されず、建築士事務所を維持していくことも困難になる可能性があります。つまり、建築士の業務報酬に関する意識、正確な認識は業務に従事するすべての建築士にとっても重要であることに変わりはないことになります。

建築士法で建築士の独占業務とされる設計や工事監理業務では、その報酬を不当に引き上げたり、また逆に過当競争等によりそれが過度に引き下げられたりすることで、建築士の業務が適切に行われないことになるのは社会的にも望ましくないことから、建築士法第25条では「国土交通大臣が、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる「報酬の基準」を定めることができる」としています。この規定に基づき、建築主などの委託者（仕事の依頼者）と建築士事務所が設計・工事監理等の業務委託契約を締結する際の業務報酬の標準的な算定方法等を示したものが、国土交通省による業務報酬基準の告示です。

(2) 業務報酬基準の告示について

業務報酬基準の告示は、「報酬算定方法等を含めて一律にその内容を強制する」という告示ではありません。また、具体的な報酬額が示されているわけでもありませんが、建築士法では、建築主、建築士事務所の双方にこの「業務報酬基準の告示」に基づいて適正な委託代金（報酬）を定める努力義務が課されている（第22条の3の4）ことから、まさに日本の建築士事務所が契約で行う設計等の業務の「業務報酬算定に係るスタンダードとなる告示」とされています。

業務報酬基準の告示は、時々の社会情勢や建築士を取り巻く業務環境等を適切に報酬基準に反映するために適宜改正が行われており、平成21年に旧（建設省）告示1206号の改正告示「国土交通省告示第15号」が、平成31年1月21日には当該業務報酬基準の改正告示「国土交通省告示第98号」が定められ、現在ではこの告示第98号（旧告示）の最新の改正告示である「**令和6年1月9日国土交通省告示第8号**」（以下、告示第8号といいます。）を「業務報酬基準の告示」と呼んでいます。

業務報酬基準の告示では、上記の通り対象とする「設計等の業務（※1）」の具体的な報酬金

額は示されていませんが、建築士が行う業務についてその報酬の標準的な算定基準として、設計や工事監理等の標準的な「業務内容（標準業務内容）」とこれを行う場合の標準的な「業務量（標準業務量）」やこの業務量を用いた業務報酬の「算定方法」など、標準的な報酬額等を定める基準、方法等が示されています。

（3）業務報酬基準の告示の内容と告示による報酬の算定方法

① 業務報酬の算定方法－1（告示本文について）

業務報酬基準の告示第8号の本文は「第一」から「第四」まであり、これに「別添一～四」や「別表」が付記されています。先ず、告示本文（業務報酬の算定方法を示したもの）からその内容を具体的に見ていきます。

1) 告示「第一」

「第一」は、実費加算方法の説明です。実費加算方法とは、告示で示す業務報酬算定の基準となる（3つの必要な費用を積み上げて算定する方法による）算定式で

$$\text{業務報酬} = \text{業務経費} + \text{技術料等経費} + \text{消費税}$$

の式をいいます。

2) 告示「第二」

「第二」は、上記の業務経費の内訳を示しています。

$$\text{業務経費} = \text{イ.直接人件費} + \text{ロ.特別経費} + \text{ハ.直接経費} + \text{ニ.間接経費}$$

となります。直接人件費は告示＜別添二＞の業務量の略算表で示されている標準業務量（業務に必要な時間数）に（設計技術者の人件費の時間単価（※2））を乗じて算出します。特別経費は、個別の業務毎に特別に発生する出張旅費や特許使用料等をいい（発生しなければ0となります）、直接経費は、個別の業務毎にかかる印刷製本代やコピー代、交通費などの直接的な経費、間接経費は、建築士事務所を運営するために必要なその他の経費をそれぞれいいます。

3) 告示「第三」

「第三」は、技術料等経費の説明ですが、これには業務の付加利益、業務において発揮される技術力や創造力等の対価が含まれます。

4) 告示「第四」

「第四」ではこの実費加算方法を後述する略算方法で行うことができる旨が示されています。

② 業務報酬の算定方法－2（告示「別添」について）

次に告示「別添一～四」の内容については、以下の通りです。

1) 告示「別添一」

「別添一」では、標準業務の内容（後述）が具体的に示されています。標準業務とは、『設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務』とされています。

2) 告示「別添二」

「別添二」は、建築物の類型別の用途等一覧（類型によっては、難易度によって標準的な第1類とやや複雑な第2類の別がある場合があります。）が示されています（資料参照）。

3) 告示「別添三」

「別添三」は、「別添二」の類型別に別表第1から第15の略算表による具体的な標準業務量が示されています。すなわち、建築物の類型別に別添一の標準業務内容を全て履行するのに必要な業務量が、基準となる技術者が一人で行うと仮定した場合の標準的な延べ時間数（人・時間）で表示されています。この標準業務量は、全国の建築士事務所を対象に実施した詳細なアンケート調査結果を統計的に処理して目安として示したものです。

4) 告示「別添四」

「別添四」は、標準外の業務を示しています。標準業務に付随する標準外の業務が付加され、標準業務に含まれない追加的な業務にも言及しています。こうした業務を追加業務として委託された場合には、標準業務による報酬に加算して合算した報酬の請求ができるようになります。

③ 業務報酬の算定方法－3（略算方法について）

告示の略算方法は、国土交通省による全国の建築士事務所への業務量等のアンケート調査結果を基に統計的に処理をした係数等を用いた計算方法です。本来は、業務報酬の算定にあたり個別の建築士事務所ごとに各仕事の業務経費が算出されることが前提ですが、実際に詳細な業務経費の算出には膨大な手間が必要となることから、業務経費を略算的に算定する方法として、告示によって示された方法が、この「略算方法」ということになります。略算方法の算定式は、以下の通りです。

1) 直接人件費の算定式

- 直接人件費＝告示の標準業務量（総合+構造+設備の合計/人・時間）×設計技術者単価（個別の建築士事務所ごとの単価または国土交通省による公示設計技術者単価人・日/8）

2) 直接経費+間接経費の算定式

- 直接経費+間接経費＝直接人件費×1.1（1.1は告示で示された係数）

3) 業務経費の算定式

- 業務経費＝直接人件費+特別経費+直接経費+間接経費＝1+1.1=2.1

（業務ごとの個別性が強い特別経費はここでは0とします）

となることから、業務報酬の告示による算定式

業務報酬＝業務経費+技術料等経費+消費税の式を略算方法で示すと、

4) 略算方法による業務報酬の算定式

- 業務報酬＝（直接人件費×2.1）×（1+技術料等経費の直接経費に対する比率）×（1+消費税率）となります。

告示式の技術料等経費は、個別の設計等の業務において建築士事務所の付加利益、業務経験や情報蓄積等に基づいて発揮される技術力、創造力等の対価を含み、個々の建築士事務所においてそれぞれ定めるもので、個別性が強いものですが、例えば国が発注する公共施設においては、技術料等経費の業務経費に対する比率として0.15という基準が示されており、仮に民間建築のケースにおいてもこの係数0.15を用いると、上記式は、

- 業務報酬＝（直接人件費×2.1）×1.15×1.1＝（直接人件費×2.415）×1.1

（消費税率は10%）となります。すなわち告示式によれば、

- 税込業務報酬額（税込）＝直接人件費×約2.6565[※]（※この係数はあくまで参考値）

となり、先ず直接人件費を算出することによって、この略算方法による係数を用いれば比較的

容易に報酬算定が出来ることが理解されると思います。

実際には、技術料等経費の率や税率によって上記の係数（値）は変わります。また、直接人件費の算出に用いる技術者単価によっても金額が変わります。従って、上記の係数や算定結果はあくまで参考であり、実際の業務報酬の算定にあたっては、本来は具体的な数値は建築士事務所ごとに必ず自ら設定して算定し、委託者の了解を得るもの、という前提で告示式を理解する必要があります。

なお、上記の技術料等経費を計上しない（0とする）という場合には、建築士事務所が設計等の業務において付加利益等は計上しない（事務所を発展的に維持していく等の経費を算入しない）という判断となり、告示の趣旨からは本来的に適切な業務報酬算定とはならない可能性があるという点には、十分な注意が必要です。

《参考：告示第8号による具体的な報酬算額の算定例》

《住宅》（第14類・詳細設計を必要とする床面積の合計150m²の戸建て住宅：別表第14の標準業務量によります。但し、追加的業務や特別経費、難易度補正等が無い場合の参考値です。）

設計報酬額：

標準業務量（290+90+75=455人・時間）

技術者単価（設計業務委託等技術者単価R6年度技師（C）単価日額人件費）38,400円

直接人件費：455×38,400/8=2,184,000円

告示式による税込業務報酬額 2,184,000円×2.6565=5,801,796円

工事監理等（※3）報酬額：

標準業務量（120+30+32=182人・時間）

技術者単価（設計業務委託等技術者単価R6年度技師（C）単価日額人件費）38,400円

直接人件費：182×38,400/8=873,600円

告示式による税込業務報酬額 873,600円×2.6565=2,320,718円 となります。

設計・（工事監理を含む）監理業務を一括受託した場合は、報酬額は上記の税込報酬額の合計になります。

《用語解説 — No3：建築士業務の報酬の理解に欠かせないキーワード》

■※1 設計等（の業務）

業務報酬基準の告示「第一」による規定です。具体的には建築士法第18条や建築士法第21条などに規定する建築士の行う業務のうち、「建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務」を指しており、これらが告示の対象業務とされています。

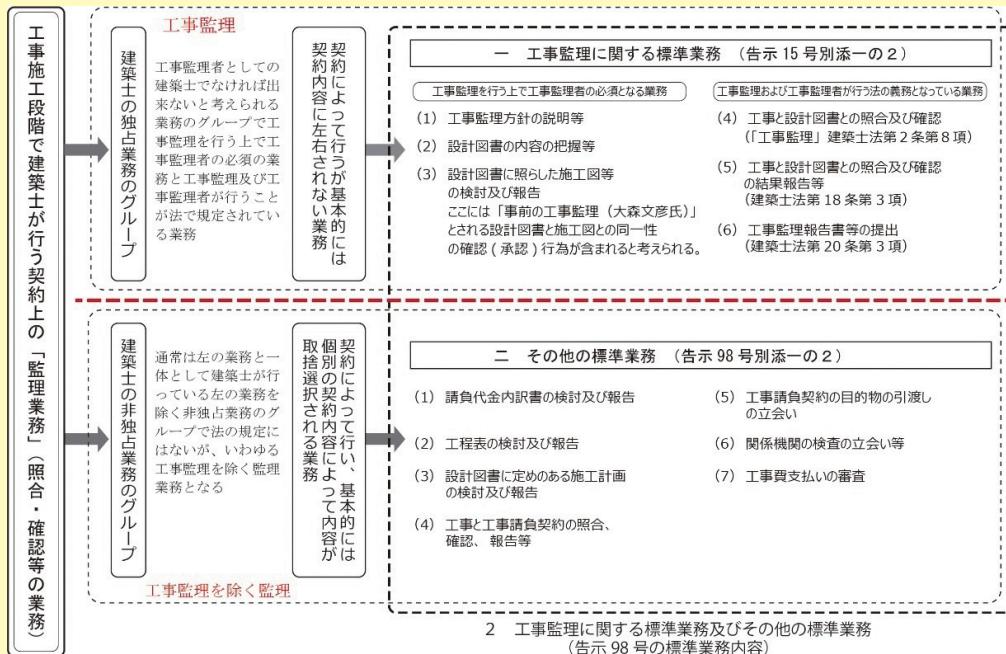
■※2 設計技術者的人件費（時間単価）

業務報酬額の算定の基礎となる「技術者的人件費単価」がいくらになるのかについては、本来は建築士事務所ごとに予め技術者のレベルに応じて、当該技術者が直接業務に従事する場合の時間単価を個別に算定し、（例えば、技術者の月収や年収を出勤時間数や勤務時間数で除した額に、通常行う情報収集や技術の習得等に必要な費用等を時間単価として加算するなどして、各単価の合計に業務量を乗じた個々の入件費の総和を直接入件費の総額として算定し、そこから技術者単価の金額を算出するなど）しておく必要があります。従って、統一的な単価があるわけではありませんが、建築関連団体や国土交通省がHP等で年度ごとに発表する設計技術者単価（技師Cの日額入件費÷8が基準となる時間単価。例えば、令和6年度版では日額入件費38,400円/日、すなわち時間単価4,800円/h）を参考にすることができます。

■※3 工事監理等（工事監理と工事監理を除く監理業務について）

監理は、設計とともに古くからある業務です。法では直接には「監理」と表現されていませんが、その意味は例えば、会計法や地方自治法などで本来公共の発注者が自ら行う義務として定められている「履行の確保」、すなわち仕事を頼んだ人が、頼まれた人に対し、頼んだ通りにきちんとその仕事を実施してもらうために、指示をしたり、自ら検査等によって仕事の結果を確認したり、頼んだ仕事について受託者に指導監督等を行うという行為全般の役割を担うことで、頼んだことをスムーズにやってもらう（結果的に頼まれた人の契約義務の適切な履行を確保することができる）という発注者の役割のことを指します。一般的には、「検査」と「指導監督」がこれに該当する主な業務であると考えられ発注者はこの業務を専門家等に外注することもできます。建築士は、建築工事の施工段階では工事監理者として法定業務である「工事監理」を行う以外にも、さまざまな業務を同時に行っており、一般的に言われる「監理業務」という表現は、実は『工事監理』を含んだこうした施工段階の「設計者が行うべき業務」を除く発注者に代わって行う建築士の業務全般（工事監理業務+施工段階で建築士が行う設計図書を除くさまざまな対象との照合確認や監督的な業務など）を広く指しています。後述する業務報酬基準の告示の標準業務内容では、法にない「監理」という用語は使えないことから『工事監理に関する標準業務』及び『その他の標準業務』という表現を用いています。つまり、設計図書との照合確認のみを指す工事監理に対して、監理の方がより広範な業務内容を含むということになります。設計も監理も契約によって建築士が行う業務ですが、工事監理者は工事監理者として届けられた工事監理を行う建築士を、監理者は契約上の監理業務を行う者（あるいは監理業務契約の受託者）をそれぞれ指しており、両者は同一の場合も別人の場合もあります（下図参照）。

《図2-5 監理業務と工事監理業務の関係》



(4) 業務報酬基準の告示その他の留意点

- 1) 戸建て住宅を含む略算表（告示別添三-別表第1～第15）にある建築物の類型・床面積別の標準業務量は最新の業務量実態調査結果をもとに算定されています。
- 2) 複合建築物に係る業務量算定方法は「複合化係数による方法」とされ、難易度係数も反映されます。
- 3) 建築物や敷地等の難易度に係る業務量の補正方法（告示別添3-第3項～第5項関係）により、難易度補正ができます。難易度の観点に複数該当する場合には、該当するすべての難易度係数を乗じることができます。
- 4) 省エネ基準への適合の全面義務化（令和7年4月施行予定）への対応（設計検討、設計図書の作成や省エネ計算、省エネルギー適合判定を含む）は標準業務内容に含まれ、標準業務量に反映されています。
- 5) BIMを活用する場合の注意点が追記されています。BIM特有の追加的業務が示されています。
- 6) 一部の業務のみを行う場合の略算法の適用については、基本設計と実施設計等の業務比率が示されています（技術的助言；平成31年1月21日国住指第3418号）。この比率によると、例えば第1類の総合分野では、基本設計と実施設計を個別に行う場合の比率は、告示別添三に掲げる該当する標準業務量（人・時間数）のそれぞれ29%と71%ということになります。

(5) 告示「別添一」標準業務の構成と内容

告示「別添一」に示された標準業務（前述）の構成は、以下の通りです。

- ① 基本設計の標準業務
- ② 実施設計の標準業務
- ③ 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務（いわゆる施工段階の設計意図の伝達業務）
- ④ 工事監理に関する標準業務
- ⑤ (④と一体となって行われる) その他の標準業務

1) 基本設計の具体的な標準業務内容は

1. 設計条件等の整理
2. 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
3. 上下水道・ガス・電力・通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ
4. 基本設計方針の策定
5. 基本設計図書の作成
6. 概算工事費の検討
7. 基本設計内容の建築主への説明等

2) 実施設計の具体的な標準業務内容は

1. 要求等の確認
2. 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
3. 実施設計方針の策定
4. 実施設計図書の作成
5. 概算工事費の検討
6. 実施設計内容の建築主への説明等

3) 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務（一般的には、設計者が行う設計意図の伝達業務とされています。）の具体的な標準業務内容は

1. 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等
2. 工事材料・設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討・助言等

4) 工事監理に関する業務の具体的な標準業務内容は

1. 工事監理方針の説明等
2. 設計図書の内容の把握等
3. 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務
4. 工事と設計図書との照合及び確認
5. 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
6. 工事監理報告書等の提出

5) その他の業務の具体的な標準業務内容は

1. 請負代金内訳書の検討及び報告
2. 工程表の検討及び報告
3. 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
4. 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
5. 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い
6. 関係機関の検査の立会い等
7. 工事費支払いの審査

上記の「4) 工事監理に関する標準業務」は、工事監理業務及び工事監理を行うために必須の業務であり、工事監理者（建築士）が行う独占業務を中心とした業務のグループを指し、一方の「5) その他の標準業務」は、いわゆる「工事監理を除く監理業務」（建築士でなくても出来る非独占業務のグループ）ですが、法にはない「監理」という表現は用いず「その他の業務」としています。また、通常は当該業務は建築士が監理業務委託契約の中で工事監理に関する業務と一体として行っている業務です。

業務報酬基準の告示による標準業務の内容は、日本の建築士業務のいわばスタンダード（標準）であり、標準業務量の中には上記1)から5)の各業務の業務量が含まれていることから、告示の標準業務量、略算方法を用いて報酬算定をする場合には、契約においてこれらの業務をすべて履行することが前提となります。

《資料：告示「別添二」：建築物の類型別の用途等一覧》

建築物の類型	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、特殊設備を付帯する工場等
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
五 商業施設	店舗、料理店、スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、ショールーム等
六 共同住宅	公営住宅、社宅、共同住宅、寄宿舎等	—
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	—
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学（実験施設等を有するもの）、専門学校（実験施設等を有するもの）、研究所等
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル（宴会場等を有するもの）、保養所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施設、リハビリセンター、多機能福祉施設等	—
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンター等	映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等
十三 戸建住宅（詳細設計及び構造計算を必要とするもの）	戸建住宅	—
十四 戸建住宅（詳細設計を必要とするもの）	戸建住宅	—
十五 その他の戸建住宅	戸建住宅	—



「業務報酬基準ガイドライン」
(建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について)

2024年
告示第8号
版

業務報酬基準検討委員会編

「業務報酬基準の告示第8号」、また同告示の内容を解説した「業務報酬基準ガイドライン」（業務報酬基準検討委員会編）が国土交通省のHPで公表されており、誰でも閲覧することができます。利用してみてください。

5. 建築士業務のリスクとは？ どのようにリスクを管理する・・ — 行政処分、事故、保険、紛争など —

あらゆる職業には、常に何らかの業務上のリスクが伴います。建築士の業務も同様で、建築士はリスクをよく認識し適切なリスク管理（リスクマネジメント）を心掛ける必要があります。ここでは、建築士の業務に伴う法令違反等に係る処罰（行政処分、行政罰）の定め、建築物に係る事故の危険性、損害賠償に係る保険や建築紛争を取り上げ、建築士業務に伴う建築士事務所、所属する建築士にとっての一般的なリスクとその対処法（リスク管理）等について概説します。

ポイント5 建築士業務のリスクとは？ どのようにリスクを管理する・・

- (1) 業務上のさまざまなトラブル発生等に係る潜在的な危険性をここではリスクと捉え、建築士や建築士事務所は日常的にリスク管理（リスクマネジメント）についてよく認識し適切に実行していくことが重要です。こうしたリスク管理能力も建築士資格者が、今後業務を行っていくうえで欠かせないスキルと言えます。
- (2) 法令違反等による行政処分も資格や事業所の存続を危うくする可能性があります。一方で、当然ながら建築士は処罰を避けるために法を守るのではなく、自らの資格の社会的影響の重要性に鑑み、常に細心の注意と国家資格者としての高い倫理意識をもってその業務にあたる姿勢が不可欠です。
- (3) 建築士は、建築物の事故、災害の発生等のリスクを念頭に置きながら日常的な設計や工事監理業務の中で常に（因果関係の認識や予見可能性を含む）リスク管理の意識をもって業務にあたる必要があります。
- (4) 業務において損害賠償の発生などに対応するためには、保険の付保等のリスクマネジメントが重要です。建築士法には、建築士事務所の開設者に対して損害賠償補償保険への加入の努力義務などの規定があります。
- (5) 建築紛争というリスクについては、建築士は、常にリスク回避等を意識して日常業務にあたると同時に、紛争が発生した場合の訴訟、ADR、調停、仲裁など紛争解決の手段等についても、よく理解しておく必要があります。

5-1 建築士業務におけるリスクとは？ 一リスク管理の必要性一

ここでいうリスクとは、業務等で遭遇するトラブル、事件、事故や困難に巡り合う潜在的な危険性、その発生等の可能性のことをさしています。建築士や建築士事務所は、自らが行う設計や（工事監理を含む）監理等の業務において、例えば、設計・監理上のミス、委託者との信頼関係の崩壊、報酬や契約をめぐるトラブル、受託業務の工程の遅れ、近隣問題、事故、紛争等々さまざまなリスクを抱えていることから、日常的にこうしたリスクへの対処、リスクマネジメント（リス

ク管理）を心掛けて業務にあたることが、今後の建築士資格者にとって重要なスキルとなります。

このような業務上のリスク発生の要因としては、例えば、技術的な要因、法的な要因、経済的な要因などがあると考えられます。また、「リスク管理」の一環として前述の予防倫理学習の実践なども含まれ、建築士法では、「保険の付保」（損害賠償等への備え）の規定などがあります。ここでは、これらの建築士業務のリスク等のうち、特に処分、事故・保険・紛争について取り上げます。

5-2 建築士の業務と処分というリスク

（1）行政処分

国家資格者である建築士は、法的責任の一環として業務上で行政法上の処分、いわゆる「行政処分」（懲戒処分など）を受ける法的なリスクを負っています。

しかしながら、多くの建築士は従来から行政処分についてはあまり注意を払ってこなかったと思われますが、実際には業務停止などの重大な処分は、建築士事務所の存続を危うくし、重大な違反や同じ違反行為等による行政処分を繰り返し受けると、処分ランクの累加が16となって建築士免許の取り消しとなる（大きなリスクの）可能性もありますので、この点についても建築士は十分認識して、誠実に自らの業務にあたらなければなりません。

（2）懲戒処分の内容 ー建築士法（公法）上の行政処分ー

① 懲戒処分の理由と処分内容

建築士法による建築士（一級、二級、木造建築士）の懲戒処分については、懲戒事由（処分の理由）として、

1. 建築関係法令違反（建築士法第10条第1項第一号による：建築士法違反、建築基準法違反、その他の建築関係法令違反が対象）
2. 不誠実行為（建築士法第10条第1項第二号による）

の2項目があり、該当する違反行為があれば免許取消や業務停止等の懲戒処分が行われます。

具体的な処分の内容については、以下の通りです。

- 1) 免許取消：建築士法第10条第1項の規定に基づき行う免許の取消しのことです。
- 2) 業務停止：建築士法第10条第1項の規定に基づき行う業務停止の命令のことです。
- 3) 戒告：戒告とは、一般にことばに出して戒めることをいいますが、ここでは建築士法第10条第1項の規定に基づき行う戒告のことです。
- 4) 文書注意：建築士法第10条第1項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うこと。なお、この文書注意は建築士法上の懲戒処分ではなく行政指導にあたります。

これらの処分は、それぞれの建築士の免許権者である国土交通大臣（一級建築士の場合）及び都道府県知事（二級及び木造建築士の場合）が行います。

建築士の処分については、建築士法施行規則第3条、第7条によって、処分を受けた建築士の

氏名、登録番号、処分内容、処分理由等が公告され、一般的閲覧に供される建築士名簿には処分内容・処分年月日および登録抹消の事由、抹消年月日が記載されます。

なお、建築士の業務停止、免許の取り消し処分に際しては聴聞が行われ、処分の実施について一級建築士は中央建築士審査会、二級・木造建築士については都道府県建築士審査会の同意を得る必要があります。対象となった建築士が行政処分を不服とする場合は、処分を知った翌日から3ヶ月以内に行政不服審査法による審査請求等を処分庁（物件所在地の市町村又は都道府県の「建築審査会」）に行うことができます。

② 懲戒処分の基準と処分のランク・処分件数

建築士法における処分等の考え方については、概ね以下のとおりです。

一般的基準としては、処分等の内容は、懲戒の事由と処分ランクを定めた「ランク表」に掲げる懲戒事由に対応するランクを基本に、別に定める内容を勘案して処分等のランクを決定したうえで処分等の内容を定めた「処分区分表」によって決定する、というプロセスになっています。さらに、複数の懲戒事由に該当する場合の取扱いや個別事情によるランクの加重又は軽減の規定があります。

また、過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記基準により今回相当とされる処分等のランクに「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分にしたがってランクを加重したうえで決定する、とされています。

その他、この規定では処分等の保留（司法上の捜査がなされている場合や、懲戒事由に該当する行為について民事訴訟で係争中などの場合、必要な間、処分等を保留することをいう。）、さらには懲戒事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱いなどが別途に定められています。

右表は、参考として近年の建築士の懲戒処分件数を示したものです。懲戒処分を受ける建築士の数は年度ごとにバラツキはあるものの、毎年度相当数の懲戒処分件数が報告され、平成24年度以降はいずれも100名を超える処分者数（三建築士合計）が報告されています。

《参考 建築士の懲戒処分件数：「公財/建築技術教育普及センター定期講習ガイドブック」より》

年 度	一級建築士					二級建築士					木造建築士					合 計												
	免許 取消	業務 停止	戒告	(小計)	文書 注意	(合計)	免許 取消	業務 停止	戒告	(小計)	文書 注意	(合計)	免許 取消	業務 停止	戒告	(小計)	文書 注意	(合計)	免許 取消	業務 停止	戒告	(小計)	文書 注意	(合計)				
H元	7	11	18	4	22		11	3	14		14		0	0	0	18	14	32	4	36								
2	9	5	14	4	18		10	4	14		14		0	0	0	19	9	28	4	32								
3	1	12	10	23		23	1	9	1	11	1	12		0	0	2	21	11	34	1	35							
4	11	9	20		20	1	5	1	7	1	8		0	0	1	16	10	27	1	28								
5	10	5	15		15		5		5		5		0	0	0	15	5	20	0	20								
6	10	7	17	1	17		2	2	4		4		0	0	0	12	9	21	1	22								
7	6	6	12		12		4	3	7		7		0	0	0	10	9	19	0	19								
8	6	2	8	3	11		5		5	1	6		0	0	0	11	2	13	4	17								
9	6	2	8		8		6	1	7	4	11		0	0	0	12	3	15	4	19								
10	2	11		13	4	17		9	3	12		12		0	0	2	20	3	25	4	29							
11	1	15		16		16		9		9		9		0	0	1	24	0	25	0	25							
12	13	1	14		14		14	3	17	2	19		0	0	0	27	4	31	2	33								
13	22	2	24	3	27		8	1	9	1	10		0	0	0	30	3	33	4	37								
14	8		8	1	9	1	9		10	1	11		0	0	1	17	0	18	2	20								
15	10		10		10	1	14	2	17	1	18		1	1	1	25	2	28	1	29								
16	1	9	10		10		6		6	2	8		0	0	1	15	0	16	2	18								
17	11	17	3	31		31	4	8	12	3	15		0	0	15	25	3	43	3	46								
18	15	45		60	1	61	4	7	1	12	1	13		2		2	19	54	1	74	2	76						
19	11	62		73		73	6	23	1	30	2	32		0	0	17	85	1	103	2	105							
20	4	15	1	20		20	5	9		14	2	16		0	0	9	24	1	34	2	36							
21	6	30	2	38		38	2	12		14	9	23		0	0	8	42	2	52	9	61							
22	4	10		14		14	2	9		11	7	18		0	0	6	19	0	25	7	32							
23	2	28		30		30	3	10	2	15	1	16		1	1	1	5	38	3	46	1	47						
24	2	63		65		65		46		46	2	48		0	0	2	109	0	111	2	113							
25	3	35	33	71		71	1	21	32	54	1	55		2		2	4	58	65	127	1	128						
26	7	35	42		42	1	25	68	94	32	126		1	3	4	4	1	33	106	140	32	172						
27	12	5	17		17	1	8	56	65	62	127		1		1	1	2	1	21	61	83	63	146					
28	2	7	10	19	8	27	5	3	60	68	57	125		0		0	7	10	70	87	65	152						
29	5	12		17	417	434		8	40	48	241	289		0	2	2	5	20	40	65	660	725						
30	10	1	11	79	90	2	9	18	29	342	371		0	3	3	2	19	19	40	424	464							
R元	3	5	15	23	10	33	1	6	34	41	339	380		0	4	4	4	11	49	64	353	417						
R2	4	6	1	11	7	18		8	27	35	72	107		0		0	4	14	28	46	79	125						
R3	4		4	16	20	1	5		6	423	429		0	3	3	1	9	0	10	442	452							
R4	8	13	21	76	97		8	7	15	186	201		0	1	1	0	16	20	36	263	299							
R5	4	31	35	540	575		8	9	17	284	301		0	1	1	0	12	40	62	825	877							

(3) 行政罰とは

行政罰（行政法上の義務違反に対する罰則）には、違反者に対する行政刑罰と行政上の秩序罰がありますが、行政刑罰は刑事訴訟法の定める手続きによることを原則とし、行政上の秩序罰は刑罰には該当しません。

建築士法では、第38条から第44条までが罰則規定となっていますが、建築士法改正により、平成18年以降は懲役刑も含む罰則の強化がはかられています。

(4) 法令違反による処分というリスクへの対処

繰返しになりますが、当然ながら建築士は懲戒処分が科せられることにより法を守るのではなく、自らの資格の社会的影響の重要性に鑑み、常に細心の注意と国家資格者としての高い倫理意識をもってその業務にあたる姿勢が不可欠であることはいうまでもありません。

5－3 建築士の業務と事故というリスク・対処

日本では、日々の新聞報道などでも明らかのように広く建築物等（特殊建築物等、昇降機、遊戯施設、建築設備など）に係る事故は後を絶ちません。

例えば、マンションベランダからの転落事故、複合ビルの回転ドア、公共賃貸住宅のエレベーターや電動ゲート、防火シャッター、エスカレーター等による挟まれ事故、外装材や天井材、広告板の落下事故、高層建築、手摺や階段、吹き抜け部などからの転落事故等々、建築物の仕上げや可動部、昇降機、さらには建築物ではありませんが、遊園地のジェットコースター（遊戯施設）などにおいてもさまざまな事故が繰り返し発生していることは記憶に新しいと思います。

建築基準法では、こうした建築物等の安全基準を定め、また建築物の使用時の安全性を担保するために建築士等の有資格者による既存建築物の定期調査・検査の実施とその報告を建築物の所有者等に義務付ける「定期報告制度」があります。

特に建築物に起因して発生する事故を総称して「建築日常災害」ということがあります。建築日常災害の類型には、①落下型の事故による災害 ②接触型の事故による災害 ③危険物の事故による災害があるといわれています。また、建築物において特に事故発生のリスクが高いとされているのは、用途では学校、発生場所では廊下やホール、発生部位では階段、事故の当事者では子供と高齢者です。

建築物等の事故の発生の原因について、その原因を責任別にみてみると、①製造責任 ②施工責任 ③保守管理責任 ④利用者責任 ⑤設計、監理責任 ⑥発注者、所有者責任 ⑦それらの複合的な要因によるものなどが考えられ、必ずしも設計・監理者の責任とはならないケースもありますが、建築士は、日常的な設計や工事監理業務の中で、前述のフェイルセーフ、フルプルーフなどの視点をも忘れずに常に事故、災害の発生等のリスクを念頭に置きながら（因果関係や予見可能性（※）の認識を含む）リスク管理の意識をもって業務にあたる必要があります。

※ 因果関係は、文字通り何らかの原因に起因して発生する結果との関係のこと。予見可能性は予め予見できたかどうかの可能性のこと。いずれも事件・事故原因等をめぐる争いでは立証の決め手となる概念とされる。

5-4 建築士の業務とリスク管理としての保険の付保

(1) 保険等によるリスクへの備え（担保措置）

建築士事務所が履行した業務に起因して、建築ユーザーなどに事故や災害等による損害が発生した場合には、建築士事務所や所属する建築士自らが瑕疵修補費用や損害賠償金を負担しなければならなくなるケースがあります。こうした事態に備えるためには、あらかじめ損害賠償責任補償制度による損害賠償保険に加入するなど、建築士自身による何らかの担保措置（リスクへの備え、十分なリスク管理等）が必要となります。建築士法では、建築士事務所の開設者に対し、第24条の6第三号に「設計等の業務に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあっては、その内容を記載した書類」を建築士事務所に備え置き、委託者の求めに応じて閲覧させる義務の規定があり、さらに平成27年6月に施行された改正建築士法では、「設計等の業務に関して生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための賠償保険の契約締結（その他の措置を含む。）」が同じく開設者の努力義務として規定されています（同法第24条の9）。

(2) 損害賠償補償保険の支払い事例

建築紛争における建築士事務所に対する損害賠償請求については、仮に建築士事務所側に賠償能力がなければ、損害を被った建築主などの委託者にとっても多大な負担となり、建築士事務所では経営上の大きなリスクとなることから契約当事者双方にとって大きなダメージとなる可能性があります。

こうした事態に対処するための損害賠償責任補償保険は1971年から導入されており、現在で

は建築関連団体などが主に所属会員を対象とする団体保険制度として運営し、建築士事務所の開設者を対象に積極的な加入を推進しています。

以下に、賠償責任保険加入者である建築士事務所が、実際に保険によって修補費用等を貰った（保険金を受け取って対処した）最近の保険適用事例の一部を参考に示します。

《保険申請に見る建築士事務所のトラブル事例》

事例1 戸建て木造専用住宅（2階建て）の外壁の漏水

保険請求の経緯等

モルタル塗りの外壁仕上面で、非通気タイプのモルタル直塗り工法を採用した外壁下地の防水層に使用するアスファルトフェルトのかわりに、錯誤によって透湿・防水シートを使用したことが原因で漏水が発生し、下地の構造用合板が腐朽し外壁に漏水が発生した。透湿・防水シートを所定の材料に変更して内外壁を再施工する工事につき、保険金を請求し、支払われた。

指摘された問題点

外壁の工法を無視して誤った材料を用いたことから、漏水が発生した。工法上で指定された材料特性を無視するところがトラブルの原因である。材料メーカーが奨めない工法を採用した場合、設計に起因する不具合とされることがあるので、十分注意する必要がある。

事例2 RC造ホテル内の区画となる間仕切り壁の法令基準未達事故

保険請求の経緯等

建築基準法第35条の3の採光無窓居室を区画する間仕切壁が上階のスラブ下まで達していない（確認申請図の通り施工されていない）として、法令未達による是正工事の実施を求められたもの。該当する間仕切壁と取合う天井を撤去し、軽量鉄骨下地材と石膏ボードを上階スラブ下まで延長する法適合化工事について保険金を請求し、支払われた。

指摘された問題点

損害賠償保険では、オプション加入による法令未達工事も対象としており、工事費については免責金額超過額のうちの80%の保険金が支払われる。指定確認検査機関や行政によって法解釈が異なるので、個別の確認が必要な事例であるが、確認申請と異なる法令未達事故の場合、特に完成後の検査時等の指摘による適合化工事には道連れ、取合い工事を含むことで大きな費用を要する場合があるので、十分な注意が必要である。

（3）損害賠償などのリスクへの対処

上記の事例は、全国で発生した実際の事故等による保険請求・支払のごく一部の事例ですが、建築士にとって身近なトラブル例も多いと思われます。大切なのは、こうしたトラブルを引き起こさないために常に細心の注意を払って設計・監理業務を遂行し、建築士としての職責を果たすと同時に、リスク管理として保険に加入するなど常に備えを怠らないことです。

仮に保険の付保等の備えが無ければ、建築士事務所や建築士は、内部留保金や自己資金で確定した事故の賠償責任に自ら対処するしかありません。建築物に係る民事事件等の損害賠償の争いでは、相当な高額の賠償金が発生することも決して稀ではありません。

なお、四会連合協定版の業務委託契約約款では、損害賠償責任補償制度等による保険の加入状況の委託者への明示義務がうたわれています。

5-5 建築士の業務と紛争というリスク

(1) 建築紛争について

建築紛争（建築訴訟など建築に係るトラブル全般を指し、設計や監理、工事監理、施工の契約不適合責任、損害賠償、売買、契約を巡る争いなどを含みます。一般的には、民事事件のトラブルを指します。）も建築士が日常業務において抱える大きなリスクのひとつです。

建築士が適切にその職責を果たして、紛争などのトラブルを引き起こさないように、また紛争に巻き込まれる事態を回避するように努力することが最善ですが、例えば、設計・工事監理の業務委託契約において、報酬の支払を拒絶されるなど委託者が不当に契約内容を履行しない、あるいは業務上の契約不適合を理由に多額の損害賠償金を請求される、といった予期せぬ紛争発生の可能性もあることから、建築士の業務に係る多種多様な紛争への対処は、建築士事務所にとってリスクマネジメントにおける現実的な課題となっています。

訴訟となった建築事件は、医療、知的財産関連の事件と並ぶ民事における専門訴訟の代表的なものといわれており、近年は、建築士が訴訟当事者として、あるいは紛争の場に専門家として立ち会う機会も増えています。

(2) 訴訟とは

現在では、一般に裁判によって紛争を解決することを訴訟といいますが、裁判には私法上の訴訟（いわゆる民事裁判で、当該争いを民事事件といいます）と、刑法による刑事裁判（刑事案件の裁判で、地裁で行われる場合の裁判員制度の対象）があり、それぞれ裁判手続きが異なります。また、日本の裁判は三審制（上訴、上告が可能）です。

民事裁判では、裁判官の判断はすべてそれぞれの当事者（原告・被告）の主張や証拠の範囲内で行われる「弁論主義」によっていることから、訴訟においては、両当事者は基本的に自らの責任で主張や立証（証拠立て）をしなければなりません。

(3) ADRとは

裁判に拠らない紛争解決の手段としてADR（Alternative Dispute Resolution）があります。ADRは広く定義すれば、訴訟以外の紛争解決のための代替的仕組み全般を指しており、仲裁、調停、（和解）斡旋などの方法があります。日本では、「ADR促進法」（「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」）の定めによります。

ADRは、基本的には紛争解決にあたり裁判官の裁断ではなく、紛争当事者自身が主体的に解決する（解決を依頼する仲裁人、調停人、斡旋人等を合意や指名で選ぶことができる）方法ですが、実際にはADRの解釈もその幅は広いとされています。

ADRを実施する機関は司法型、行政型、民間ADRなどに分類され、具体的には、行政機関、弁護士会、社団法人、民間団体などがあります。

ADRは裁判に比して簡易、迅速、費用が低廉、非公開、専門家の立会いによる話し合いの成立などの特徴がありますが、裁判所による建築訴訟においても最近は積極的にADR的な手法（専門家を交えた民事調停への移行など）による迅速な解決をはかる動きがあります。

(4) 調停と仲裁

紛争当事者間の自主的な解決のために第三者（調停人）に仲介を依頼して、当事者間の合意を目指す調停には、裁判所による民事調停（裁判の前や裁判中に移行して行われる。調停の成立＝解決には当事者の合意＝承諾が必要。成立すると確定判決と同一の効力があるが、当事者の合意が整わなければ不調となり、調停では解決をみないことになる。）とADR機関による調停（調停の成立＝和解には当事者の合意が必要。成立すると民法第695条の和解とみなされる。成立しなければ不調となる。）があります。調停はいわば当事者にとって非拘束的な紛争解決手段であるともいえます。

一方、仲裁（仲裁法による裁判外の紛争解決）は、仲裁合意（仲裁手続きに入る前に当事者間に仲裁で紛争を解決するという合意が成立していること）があれば、裁判に訴えることはできず、裁判所によらず仲裁実施機関で仲裁手続きが進められます。仲裁の実施機関における仲裁人（第三者）による仲裁判断（裁定）は当事者の承諾は不要で、確定判決と同一の効力があり、判断内容に不服があっても当事者は仲裁判断に従わなければならぬ（拘束される）最終的な解決となることから、迅速な解決を図ることが可能ですが、事実上の一審制（三審制の制限）とされ、当事者にとってはより拘束的な裁判外紛争解決手段であるといえます。

(5) 紛争の解決のまとめ

実際に発生してしまった建築紛争は、必ず解決しなければなりません。特に建築行為は時限プロジェクトであり、仮に紛争が発生した場合においては、早期に解決がはかられなければ実効性が曖昧となり社会的な意味での損失も大きいといえます。（建築工事が終了した後に何年間にもわたり争っている紛争事例は結構多いものです。）

現在の日本の社会システムでは、解決に向けた手段（方法）の概要は上記のとおりですが、より具体的には概ね以下の6通りにまとめられます。このうち③～⑥はADRなど裁判外の紛争処理の手続きになります。

- ① 訴訟手続き（民事訴訟法による）→裁判所
- ② 民事調停法による民事調停→裁判所（和解には当事者の承諾が必要）
- ③ 仲裁法による仲裁手続き（仲裁合意が整っていることが前提。仲裁判断は当事者の承諾は不要）
- ④ 第三者への解決依頼
- ⑤ 建設業法による紛争審査会または住宅品質確保法による処理機関によるあっせん、調停手続き
- ⑥ 同上機関による仲裁手続き

(6) 建築紛争のリスク回避

さまざまな紛争が、当事者に与える影響は決して小さくありません。建築士は、自らの業務において、常に専門資格者として紛争回避に向けた努力を怠らないように心掛けると同時に、紛争等発生のリスクに備えて、例えば、委託者に対し現場において出来るだけ直接の立会いを求める、打合せ記録等をまめに準備（書面化）して委託者等に交付する、損害賠償保険へ加入する、信頼のにおける弁護士に相談できる環境を整えておく、などの日常的なリスクへの備え（リスクマネジメント）を怠らないことが重要です。さらに上記の如く、建築紛争が起きてしまった場合の解決方法等についても、建築士自身が十分理解しておく必要があります。

⑥. 建築士資質等の維持向上とは？ どのように自己研鑽を継続する・・

— 定期講習の受講、CPD活動、リスクリングなど —

建築士資格を取得して登録し、建築士事務所に所属すると、いよいよ建築士として実務にあたることになりますが、建築士資格者としての資質等の維持向上に向けた自己研鑽の実践もまさにここからスタートすることになります。ここでは資格取得後の具体的な自己研鑽の方法として、定期講習制度、CPD活動、リスクリングなどについて概説します。

ポイント6 建築士資質等の維持向上とは？ どのように自己研鑽を継続する・・

- (1) 建築士法では、「建築士は設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。」として建築士資質等の維持向上の努めを法の義務として規定しています。
- (2) 設計、工事監理等を行う「所属する建築士」は、登録講習機関で3年ごとに建築士定期講習受講の義務があり、この義務に違反すると行政処分（戒告処分）となります。
- (3) 職能に係る学習の持続や、講習会、研修会、見学会等への積極的な参加によって継続的に専門職としての能力開発（維持向上）のために行動していく方法の一つにCPD活動があり、建築CPD情報提供制度等による支援があります。
- (4) 長寿・高学歴社会などを背景に現在、リスクリングやリカレントの実践・普及動向等が社会的にも注目されています。建築士資格者にとっても、知識及び技能の維持向上に向けたさまざまな機会を広く利用できる時代となっています。

6-1 建築士の自己研鑽の責務 一法的義務の定め一

建築士法第22条（知識及び技能の維持向上）第1項の規定によれば、「建築士は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。」とされています。

すなわち、業務独占資格を付与されている専門資格者としての建築士には、その対価として常に新しい技術、広く法令や責務等に係る知識及び技能の学習、習得、情報収集等に努めて、自己研鑽による自らの資質の維持向上に向けた不断の努力を課す、という法の義務が建築士法に明示されているのです。

本来、建築士資格者は法の規定にとどまらず、今まで見てきた通り職能人として専門家や専門技術者の能力、資質が技術文明を基盤とする現代の社会や人々の生活に与える影響の大きさをよく自覚し、あるいは職能を通じた社会貢献という視点からも、職業倫理の自覚とともに常にその能力、資質の維持向上に向けた行動を自ら継続的に実践していかなければならず、それは当然ながら建築士資格者に向けた社会からの要請でもあります。

6-2 建築士と定期講習の受講

本ガイドブックでも繰り返してきた通り、建築士は、業務独占の範囲にある「設計」と「工事監理」を主たる業務として行う国家資格者です。そして、建築士として当該業務を行うためには、必ず建築士事務所への所属が必要となっています。

こうした建築士事務所に所属して設計や工事監理を行う、いわば「所属する建築士」には、当該建築士を対象とした「定期講習」を必ず定期的に受講するという義務があります。(建築士法第22条の2) また、すべての建築士事務所には、毎年建築士事務所の開設者によって当該事務所に所属する設計や工事監理を行う一級、二級、木造建築士を都道府県知事に届ける義務があり、その際に、この定期講習を受講していないと当該事務所の設計と工事監理を行うことのできる所属建築士とは見做されない、あるいは行政処分の対象となる場合もあります。

例えば、一級建築士の場合、約37.5万人あまりの資格者がおり、そのうち所属する建築士は約13.4万人強となっていますが、こうした所属建築士のうち、何らかの形で設計と工事監理業務にかかわる者は、3年毎にこの法定講習を受講しなければなりません。国土交通省令で定める受講に係る期間については、『直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年とする。』とされています。例えば、ある年度の2月に定期講習を受講したものは、同じ年の4月1日(翌年度)から起算して3年以内に、次の講習を受けなければなりません。

定期講習の受講義務、受講期間等については、新規登録者以外にも建築士事務所を移動した者、所属しなくなった者、再度所属した者、複数の資格を有する者など、様々なケースについて、建築士法施行規則(建築士法施行規則第17条の36など)に細かい規定がありますので、対象者は直接に当該規定を参照するようにしてください。なお、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士に義務付けられている定期講習受講義務(3年毎)は、一級建築士の定期講習の受講義務とは別にそれぞれ課せられていますので、当該資格者は各々重複してこれらの法定講習を受講しなければなりません。

法定講習である定期講習の講習内容、講習時間等は法令で厳格に定められており、内容は「建築物の建築に関する法令に関する科目(建築基準法、建築士法その他関係法令の最近の改正内容等)及び設計及び工事監理に関する科目(職業倫理、設計及び工事監理の実務の動向、最新の新技術、最近の重要技術項目等)」となっており、いずれの講習内容も都度、更新、改訂され、最新の内容・情報による講習が実施されています。

定期講習は、国土交通大臣の登録を受けた「登録講習機関」(建築士会や民間の団体など)が実施しますが、対象者はこの登録機関のうちから居住地等の条件を基本に自由に選ぶことができます。講習方法は、講師による対面式(講義スタイル)やDVD講習、両者の併用方式、WEB講習など登録講習機関によって異なりますが、一級建築士の場合は、5時間の講習時間(二級、木造建築士は4時間)に加えて修了考査が(二級、木造建築士も同様に)課せられており、この修了考査に合格しなければ当該定期講習を修了したとは見做されず、再度の受講となりますので注意が必要です。

6-3 建築士とCPD活動

専門資格者が自ら専門職としての資質の維持向上に向けて具体的な自己研鑽活動を継続していくこと、つまり資格を取得した後も主体的な意思による職能に係る学習の継続や、講習会、研修会、見学会等への積極的な参加によって知見を広めるなど、継続的に専門職としての能力開発（維持向上）のために行動していくことを「CPD（Continuing Professional Development; 継続的能力・職能開発、継続職能研修）」といいますが、建築分野におけるCPDを広く「建築CPD」ということがあります。

建築士資格者にとっても、継続的な職能開発を進める上でCPD活動への参加・実践は極めて重要な課題と考えられます。しかしながら、日常業務に追われる多忙な建築士が、自らの意志のみでこうした活動を自律的、積極的に実践し、職能の維持向上をはかる努力を継続していくことは容易ではありません。前述の「定期講習」の受講も広い意味では建築CPD活動の一つですが、これは法に規定された受講義務のある法定講習であり、必ずしも自律的な活動の一環ということにはならない可能性があります。実際に「定期講習」以外には全くCPD活動に参加していないという建築士も多く、資格取得者に対して如何に参加の機会を促していくか、については建築CPD活動の課題の一つとなっています。

こうした背景もあり、建築士法第22条第2項には国土交通大臣及び都道府県知事に対し『設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るための、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずる』義務が規定されています。さらに同法第22条の4第5項には、建築士会及び建築士会連合会に対して、建築技術に関する研修の実施を義務付けています。

このような法の規定への対応等の一環として、建築士が積極的にCPD活動に参加し、自己研鑽を実践することができるよう、これを支援する制度として設けられているのが建築関連団体等によるいわゆる「(建築) CPD制度（建築士がCPD実績を取得することを支援する制度）」です。CPD活動の支援を実施する各団体では、それぞれ所属会員のうちCPD登録の参加者に対して「認定制度」を設け、一定の基準を満たしたCPD参加者に「自主認定資格」を与えるなどのCPD支援活動を行っています。また、こうした団体に所属していない建築士も（公財）建築技術教育普及センターを通じてCPDへの参加登録が可能となっています。

さらに、建築士会をはじめとするいくつかの団体がこの建築CPD制度によって集積・管理するデータ（建築士等のCPD実績等）を統合・共有し、必要に応じて情報を公開・活用するための「建築CPD運営会議」による運営、支援の仕組みが「建築CPD情報提供制度」と呼ばれています。

建築CPD情報提供制度では、建築士のCPD制度への参加登録、講習会等のCPDプログラムの認定（建築士等の研修等でCPDの対象となる講習会等を予め認定しておき、当該講習会等を受講、あるいは参加することなどによってCPD実績にカウントされる仕組み）、参加登録者のCPD実績の記録、参加登録者のCPD実績の記録に関する証明書の発行等を軸として、参加登録者の受講や情報提供による自己研鑽の記録を整備し、社会に対し実績を証明する機能を担保することで、建築士がCPD活動に参加するインセンティブを高めているのです。

令和6年5月の時点で建築CPD情報提供制度（建築士会を始め、関連8団体等により運営されている建築士及び建築設備士に対して行うCPD情報提供制度のこと）の参加者は62,426名

であり、前年（令和5年5月時点）に比して2,102名の増加となっています。しかしながら、直近の国土交通省のデータでは全建築士数は約118.7万人であり、現在では、未だ建築士資格者全体のCPD参加登録者は少数であると言わざるを得ません。

一方で、こうした「建築CPD情報提供制度」によるCPD実績を公共建築物等の設計又は工事監理等の受注者選定に際して活用するという国や地方公共団体の動きも広がっており、さらに建築工事の受注に際して経営事項審査の審査基準の改正により、CPDの受講が評価されて最大10点の加点になるなど、今後は社会や個別のクライアントに対して、さまざまな局面で建築士資格者のCPD実績の評価が重要視される傾向はますます強まっていくと考えられます。

6-4 建築士とリスキリングなど

現在、長寿・高学歴社会などを背景に現在、リスキリング（Reskilling：職業能力の再開発や再教育のこと。企業のDX対応などの事例が知られています。）やリカレント（Recurrent：就職後に一旦休職して教育を受けるなど、生涯にわたって教育と労働、余暇など他の諸活動を交互に行なうことを指します。）の実践、普及などの動向が社会的にも注目されています。

生涯教育という考え方を背景に、私たちの周囲では職能教育に限らず長い人生で年齢の如何にかかわらず継続的に学ぶ機会が増えています。リスキリングについては、労働という観点から経済産業省、文部科学省、厚生労働省が力を入れており、例えば、スキルアップに関するコンテンツが豊富なCPD制度をリンクさせることができるのでないか、あるいは大学では生涯教育の一環として、大学を活用したスキルアップ教育の実施を行えないか、またリスキリングには「DX」と「グリーン・リスキリング」という観点があり、どちらもCPD制度に関与すると考えられるため、仕組みや補助金を効果的に活用できる可能性もあるのではないか、など各方面でさまざまな検討、模索の動きがあります。

CPD制度の活用は、比較的小規模あるいは高齢化の進んでいる建築士事務所を対象として、最新の技術の修得あるいは情報等に追いつくための『教育』や『研修』という形で導入することが出来れば、所属する建築士にとってさまざまな可能性が広がるのではないかともされています。様々なコンテンツがCPD登録されている講習会やセミナー（講習等）を気軽に検索し、参加できるシステムが広く一般的に利用される時代では、こうした機会を活用することによってリスキリングやリカレントに向けた敷居を下げていくことが十分可能と考えられます。

建築士資格を登録したその瞬間から、建築士は法的義務となっている自己研鑽による自らの資質等の維持向上に向けた行動を開始することになりますが、様々な情報社会のツールの進歩、利用拡大や社会の動向等を追い風に今後ますます学ぶ環境の充実、その可能性が増大していくと考えられることから、こうした機会を積極的にとらえて進んで自己研鑽の責務を果たしていくことが、今やすべての建築士資格者に求められていると言えるでしょう。

7. おわりに（結びにかえて）

— 建築士としての「はじまり」と本ガイドブックの今後の利活用の奨め —

建築士免許の登録申請・取得にあたって、新たな建築士資格所得者がこれからいよいよ建築の専門家として自らの資格を活かして業務にあたり、資質等の維持向上をはかり、希望をもって社会貢献する職能人となる「はじまり」に向け、最後に「結び」にかえて本ガイドブックの継続的な利活用の奨めについて触れておきたいと思います。

ポイント7 おわりに－本ガイドブックの今後の利活用について－

本ガイドブックを一通りご覧いただいた後も、ぜひ手元に置いて隨時このガイドブックを御活用ください。本ガイドブックが用無しになったときこそ、皆さんはまさに建築士として、また職能人、建築の専門家として確たる立ち位置を獲得した、と言えるのではないでしょか。

本ガイドブックの第2篇では、建築士にとって欠かせない専門資格者、職能人としての心得、業務の内容や適切な業務環境の構築などについて、建築士法への理解を基盤として、建築士の業務にとって身近なテーマである規範（倫理など）、責任、契約、報酬、リスク、自己研鑽と資質の維持・向上などのテーマを中心に「倫理」や「法」、さらには建築士法の基本的な理解に向けた部分とあわせて解説してきました。

内容については、建築士資格の新規登録者向けとしてはやや難解な部分もあったかもしれません。また、建築をめぐる時代の変遷や法改正、制度改変等によって、ここに書かれた内容自体が変わらざるを得ない部分もあろうかと思います。

今後は、それぞれのテーマにつき、専門の講習会に参加するなど、CPD活動の実践等によって、まさに資格取得後もさらなる最新の情報収集や研鑽を重ねていくことで、一人一人が名実ともに国家資格者としての建築士の名に恥じぬよう、生涯にわたり資質等の維持・向上をはかり、豊かなキャリア形成を図っていくことが重要であると考えます。

そのために、建築士資格者としての「はじまり」に向けて、本ガイドブックの継続的な活用をぜひお奨めしたいと思います。一旦、建築士試験に合格すると「建築士法」などはあまり見る機会が無いという資格者も多いと思いますが、本ガイドブックには、日々の業務に必要な建築士法の解説を始め建築士が日常で遭遇するさまざまな場面で必ず役に立つ基礎知識や対処方法が網羅されており、むしろ、建築士資格者として経験を積むほど本ガイドブックの内容はより深く理解され、さらに、有用性が高まるのではないか、と考えています。

ぜひ、本ガイドブックを手元に置いて隨時、御活用ください。本ガイドブックが用無しになったときこそ、キャリアを積まれた皆さんは、まさに建築士として、また職能人、建築の専門家として確たる立ち位置を獲得した、と言えるのではないでしょか。

「引用・参照文献紹介」

- ・「建築士定期講習ガイドブックR7年度版」 II – 1.2~1.6 執筆担当 後藤伸一：(発行：(公社)建築技術教育普及センター) 2025年4月版 (引用)
- ・「業務報酬基準ガイドライン（2024年告示第8号版）」(建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準について) 業務報酬基準検討委員会編：2024年1月 (引用)
- ・「建築と規範」後藤伸一著：(発刊：建築資料研究社) 2022年10月刊 (引用)
- ・「工事請負契約約款の解説」民間（七会）連合協定工事請負契約約款委員会著：大成出版社 2020年版
- ・「建築設計・監理等業務委託契約約款の解説」四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会編著：大成出版社 2020年版 (引用)
- ・「建築紛争から学ぶ設計実務」日本建築学会編：丸善出版 2015年 (引用)
- ・「重要事項説明のポイント」重要事項説明内容等検討会編：(発行：建築設計関連四団体) 2015年 (引用)
- ・「改正建築士法による設計受託契約等のポイント」建築設計業務等の契約内容検討会編：(発行：(一社)日本建築士事務所協会連合会他) 2015年
- ・「建築士業務の紛争・保険・処分事例」(公社)日本建築士会連合会 Abook02 建築士業務責任検討部会編著：大成出版社 2014年
- ・「よくわかる建築の監理業務」大森文彦・後藤伸一・宿本尚吾：(発刊：大成出版社) 2013年 (引用)
- ・「新建築家の法律学入門」大森文彦：大成出版社 2012年 (引用)
- ・「公共哲学」マイケル・サンデル（鬼澤忍訳）：筑摩書房 2012年
- ・「技術者の倫理入門：第4版」杉本泰治・高城重厚：丸善出版 2008年
- ・「建築士の法的責任と注意義務」大森文彦：新日本法規 2007年
- ・「公共性の哲学を学ぶ人のために」安彦一恵 / 谷本光男編：世界思想社 2004年
- ・「技術者倫理の世界」藤本温編著他：森北出版 2002年